

那覇地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(名護税務署長)

平成20年4月23日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) A協同組合に対する売上高の計上もれが生じたのは、当時の経理担当者及び依頼していた税理士から帳簿等の返還がされず、やむなく、出荷実績表を集計し、決算書作成に至ったことによるのであって、故意に売上金額を過少にしたものではないとの原告会社の主張が、当該税理士が原告会社から預かった会計伝票はすべて返却した旨供述しているのに対し、原告会社の代表者である納税者の供述はあいまいなものであって、上記事実関係を認めることはできないし、また、A協同組合との取引は経常的に行われているにもかかわらず一定期間の売上げが未計上となっており、その割合は当該事業年度の売上げの23.4%にも達するものであることからすると、原告会社はA協同組合との取引内容を認識しながら、取引の一部を隠ぺいして総勘定元帳に記帳したものと認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (2) 青色申告承認取消通知書の理由附記の趣旨並びに要求される記載の程度
- (3) 青色申告承認取消通知書に原告会社の取引相手として記載された「A組合」は存在せず、処分理由に虚偽や理由附記の不備があるから、青色申告承認取消処分は違法であるとの原告会社の主張が、同通知書の記載内容から、「A組合」との記載がA協同組合を指すことは極めて容易に了知できるものであり、このような極めて明白な誤記をもって、理由附記不備の瑕疵が存するものということとは到底できないとして排斥された事例
- (4) 取引の事実がないB商会に対する主要材料費を計上し、買掛金として処理した後に短期貸付金と相殺した経理処理は、予定していた材料仕入れが履行前に取り消されたものであり、処理方法については、前関与税理士と相談の上で行ったとの原告会社の主張が、納税者の陳述書にはこれに沿う記載があるが、納税者は、本人尋問において、当該陳述書の記載内容について記憶がないなどの供述をしていることに照らせば、税理士の指導、助言に基づいてされたものということとはできず、取引事実のない金額を主要材料費とするために仮装の経理処理を行ったものと認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (5) C社との取引として計上した賃借料、外注加工費及び修繕費は、取引の事実があり、また、支払を行っていないのには正当な理由があるとの原告会社の主張が、C社の代表者である納税者の二男が国税事務所職員の質問に対して、原告会社が計上している上記賃借料、外注加工費及び修繕費についての請求はない旨の応答等をしているのに対し、原告会社は上記賃借料等の計上に係る取引が存したことを裏付けるような資料の提出をしていないことなどからすれば、上記賃借料、外注加工費及び修繕費に係る取引の事実はなく、したがって、その支払もされておらず、これらについて仮装の経理処理を行ったものと認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (6) D運送に対する配送委託費として計上した外注加工費は、取引(運送)の事実があり、対価の支払もあるとの原告会社の主張が、国税事務所職員の質問に対しD運送において中心となって業務を行っていた者が原告会社との取引は行っていない旨の申し述べを行っているのに対し、原告会社からは、上記計上に係る取引が存したことを裏付けるような資料の提出がないことなどからすれば、上記外注

加工費に係る取引の事実はなく、したがって、その支払もされておらず、これらについて仮装の経理処理を行ったものと認めるのが相当であるとして排斥された事例

- (7) 原告会社が、事業年度末に売上高を減額する経理処理を行ったことについて、このような経理処理を根拠付ける資料が何ら提出されておらず、また、納税者による説明があいまいかつ不自然であることから、実体を伴わずに根拠なく行われたものと認めるのが相当であるとされた事例
- (8) 原告会社が、A協同組合との取引の一部を翌事業年度の売上げとして繰延べ計上したのは、A協同組合との取引内容を認識しながら、係争事業年度におけるA協同組合との取引について、利益調整のため意図的に過少計上し、翌事業年度に繰延べしたものと認めるのが相当であるとされた事例
- (9) 原告会社が、総勘定元帳（売上高）に「紛失手形 二重計上取消」と記載し、売上高を減額する経理処理を行ったことについて、原告会社は、受取手形及びこれに対応する売上高が二重に計上されていたことを示す根拠を何ら示しておらず、その他、当該経理処理を行った理由についての説明もしていないことからすれば、売上高の減額のため架空の経理処理を行ったものと認めるのが相当であるとされた事例
- (10) Eに対する賃借料として計上した金額は、消防法との兼ね合いで購入と記載はできないと判断した資産の購入（燃料備蓄用のタンクローリー）費用について、勘定科目を変えて処理したものであるとの原告会社の主張が、資産の購入と賃借とは明らかに内容を異にするものであって、原告会社の主張は容易に信用しがたく、また、Eは国税事務所職員からの電話聴取に対し、タンクローリーを所有していたことはなく、これに係る請求書を作成したことも、金員を受け取ったこともない旨述べていることからすれば、Eから原告会社に対するタンクローリーの売却も賃貸も存在しないものというべきであり、請求書も架空のものであって、上記賃借料は架空計上されたものと認めるのが相当であると排斥された事例
- (11) F興産に対する賃借料は、原告会社工場内に砕石コンビナートを設置、移転する業務を依頼したものであって、取引の事実も、金銭の支払もあるとの原告会社の主張が、F興産の代表者は国税事務所職員からの聴取に対し、F興産は平成3年5月から休業状態であり、以後、F興産としても個人としてもプラント設備や重機などの車両は一切所有しておらず、原告会社に重機をリースしたことはないなどの申し述べを行っているのに対し、原告会社の主張自体が変遷していることなどからすれば、F興産からクレーン等の重機を賃借し、あるいは、これら重機を使用しての作業を依頼していたものとは認められず、同賃借料は架空計上されたものと認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (12) 課税庁が否認したGに対する外注費（クラッシャー移設工事費）は、Hに対して同工事を依頼したものであって、現に費用も支払っているとの原告会社の主張が、Gの原告会社に対する同工事に係る領収証や、発行名義人の記載がない同工事の領収証などが存在し、同工事費用に係る領収証の存在をもって、一概に同工事費用が支払われたものとは認め難く、国税事務所職員の電話聴取に対するHの代表者の供述は、極めてあいまいな応答に収支していることなどからすれば、原告会社がHに対して同工事を依頼したとは認められず、支払の事実も存しないものであって、同移設工事費は架空計上されたものと認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (13) 原告会社がA協同組合から受け取った約束手形を納税者が取り立てた結果、納税者名義の預金口座に入金されたことから、課税庁がこれを納税者に対する賞与と認定したことは、資金の移動において、借入金の返済とすべきところ当該記載を失念したことをもって賞与と認定したものであり、事実認定に誤認があるとの原告会社の主張が、納税者からの借入金の返済としてされたものであることをうかがわせるような資料は何ら存在しないことなどから、同入金は原告会社から納税者に対する賞与

の支給と認めるのが相当であるとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 省略
- (2) 青色申告承認取消通知書に理由の附記が命じられているのは、承認の取消しが同承認を得た法人に認められる納税上の種々の特典（前5事業年度内（平成16年法律第14号による改正前の法人税法57条1項〔青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し〕）の欠損金額の繰越し、推計課税の禁止、更正理由の附記等）をはく奪する不利益処分であることにかんがみ、取消事由の有無についての処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、取消しの理由を処分の手相方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためであって、そこにおいて要求される附記の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得る程度のもので足りる（最高裁判所昭和●●年（〇〇）第●●号同49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）。
- (3)～(13) 省略

判 決

原告	合資会社A
同代表者代表社員	甲
原告	甲
原告ら訴訟代理人弁護士	三宅 俊司
原告ら補佐人税理士	吉原 美公
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	名護税務署長 佐藤 秋広
被告指定代理人	赤谷 圭介
同	井手上 秀文
同	福本 昌弘
同	吉良 輝昭
同	上原 直樹
同	新垣 一豊
同	新垣 真一
同	宮里 昭司
同	小室 陽一郎

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁（名護税務署長。以下同じ。）が平成14年6月26日付けで原告合資会社A（以下「原告会社」という。）に対してした、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度（以下「平成11年3月期」という。）以後の法人税の青色申告承認取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告会社に対してした、平成11年3月期の法人税の更正処分（以下「平成11年3月期の本件法人税更正処分」という。）のうち666万2200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（以下「平成11年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分」といい、平成11年3月期の本件法人税更正処分と併せて「平成11年3月期の本件法人税更正処分等」という。）を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告会社に対してした、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度（以下「平成12年3月期」という。）の法人税の更正処分（以下「平成12年3月期の本件法人税更正処分」といい、平成11年3月期の本件法人税更正処分と併せて「本件各法人税更正処分」という。）のうち551万3300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（以下「平成12年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分」といい、平成11年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分と併せて「法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分」という。また、平成12年3月期の本件法人税更正処分と平成12年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分を併せて「平成12年3月期の本件法人税更正処分等」という。）を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告会社に対してした、平成11年3月期の消費税及び地方消費税（以下、両者を併せて「消費税等」という。）の更正処分（以下「平成11年3月期の本件消費税等更正処分」という。）のうち636万6200円（内訳・消費税509万3000円、地方消費税127万3200円）を超える部分並びに重加算税賦課決定処分（以下「消費税等に係る平成11年3月期の本件重加算税賦課決定処分」といい、平成11年3月期の本件消費税等更正処分と併せて「平成11年3月期の本件消費税等更正処分等」という。）を取り消す。
- 5 処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告会社に対してした、平成12年3月期の消費税等の更正処分（以下「平成12年3月期の本件消費税等更正処分」といい、平成11年3月期の本件消費税等更正処分と併せて「本件各消費税等更正処分」という。）のうち534万9100円（内訳・消費税423万0600円、地方消費税111万8500円）を超える部分及び重加算税賦課決定処分（以下「平成12年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分」といい、平成11年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分と併せて「消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分」という。また、平成12年3月期の本件消費税等更正処分と平成12年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分を併せて「平成12年3月期の本件消費税等更正処分等」という。）を取り消す。
- 6 処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告会社に対してした、平成11年3月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分（以下「本件納税告知処分」という。）及び不納付加算税の賦課決定処分（以下「本件不納付加算税賦課決定処分」といい、本件納税

告知処分と併せて「本件納税告知処分等」という。)を取り消す。

- 7 処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告甲(以下「原告甲」という。)に対してした、平成11年分所得税の更正処分(以下「原告甲に対する本件更正処分」という。)のうち73万1200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(以下「原告甲に対する本件過少申告加算税賦課決定処分」といい、原告甲に対する本件更正処分と併せて「原告甲に対する本件更正処分等」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、処分行政庁が原告会社に対してした、本件青色申告承認取消処分、本件各法人税更正処分、法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分、本件各消費税等更正処分、消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分及び本件納税告知処分等並びに処分行政庁が原告甲に対してした原告甲に対する本件更正処分等(以上の各処分を総称して「本件各処分」という。)がそれぞれ違法であるとして、原告らが被告に対し、本件各処分(ただし、更正処分については、申告税額を超える部分)の取消しを求める事案である。

- 1 前提事実(各掲記の証拠(枝番を含む。以下同じ。)によるほかは、当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

原告会社は、コンクリート二次製品製造販売業等を目的とする合資会社であり、処分行政庁から青色申告書の提出承認を受けていた。

原告甲は、原告会社の無限責任社員(代表社員)である。

(2) 確定申告

原告会社は、それぞれ法定申告期限までに、平成11年3月期及び平成12年3月期の法人税について別紙1の「確定申告」欄記載のとおり青色申告書による確定申告をし、また、平成11年3月期及び平成12年3月期の消費税等について別紙2の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。

原告甲は、法定申告期限までに、平成11年分所得税として、別紙4の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。

(3) 本件各処分

ア 処分行政庁は、原告会社に対し、平成14年6月26日付けで、①平成11年3月期以後の本件青色申告承認取消処分、②平成11年3月期及び平成12年3月期の法人税につき、別紙1の「更正処分等」欄記載のとおり本件各法人税更正処分及び法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分、③平成11年3月期及び平成12年3月期の各課税期間における消費税等につき、別紙2の「更正処分等」欄記載のとおり本件各消費税等更正処分及び消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分、並びに、④平成11年3月分の源泉所得税につき、別紙3の「納税告知処分等」欄記載のとおり本件納税告知処分及び本件不納付加算税賦課決定処分をした。

イ 処分行政庁は、原告甲に対し、平成14年6月26日付けで、平成11年分の所得税につき、別紙4の「更正処分等」欄記載のとおり原告甲に対する本件更正処分及び原告甲に対する本件過少申告加算税賦課決定処分をした。

(4) 本件青色申告承認取消処分に係る取消通知書における理由附記の内容

処分行政庁が平成14年6月26日付けで原告会社に対してした本件青色申告承

認取消処分に係る取消通知書（以下「本件取消通知書」という。）には、同取消処分の基因となった事実として、以下の内容が記載されている。

ア B組合（以下「B組合」という。）との取引（売上高）について

平成11年3月期におけるB組合との取引について調査したところ、取引は継続して行われ、その取引総額は4億0023万5930円と認められる。

B組合から「売上仕入支払明細書」が毎月（月2回）送付されているにもかかわらず、原告会社の帳簿書類（総勘定元帳及び補助元帳をいう。以下同じ。）に記載されている売上高は3億0643万1187円であり、差額9380万4743円が売上高に計上されていない。

（なお、本件取消通知書には、上記内容を示すものとして、平成10年4月から平成11年3月まで、各月前半（1日から15日まで）と後半（16日から月末まで）の各取引期間ごとの、原告売上高計上年月日、原告売上高計上額、B組合の計上額及び原告売上高未計上額がそれぞれ一覧表の形で示されている。）

イ 株式会社C（以下「C」という。）との取引（主要材料費）について

原告会社は、平成11年3月31日にCから2279万6922円の材料を仕入れたとして帳簿書類の主要材料費勘定に計上し、買掛金として処理した後に短期貸付金と相殺しているが、調査したところ取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない。

ウ 株式会社D（以下「D」という。）との取引（賃借料・外注加工費・修繕費）について

原告会社は、平成11年3月31日にDとの取引として、①賃借料1144万5000円、②外注加工費1159万2000円、③修繕費2225万0970円を帳簿書類に計上しているが、これらの取引に関する書類等は存在せず、調査したところ取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない。

エ Eとの取引（外注加工費）について

原告会社は、平成11年3月31日にEに対する配送委託費として、1625万4945円（内訳として、配送委託4月分、10月分、11月分、12月分、1月分、2月分、3月分の各金額が一覧表の形で示されている。）を帳簿書類の外注加工費勘定に計上しているが、この取引に関する書類等は存在せず、調査したところ金銭の支払等がされた事実もない。なお、Eは、乙（具志川市）が営業していたものであるが、同人は、平成10年12月2日に死亡しており、同月18日付けで沖縄総合事務局に対して、原告会社の関連法人である有限会社Fに運送事業の譲渡申請を行い、平成11年2月10日付けで許可されているので、運送業務を行える状況にはない。

オ 原告会社の無限責任社員原告甲の短期借入金について

平成11年3月31日に計上された原告甲名義の短期借入金7336万6485円は、原告会社の帳簿書類が取引の発生の都度に記載されておらず、また、売掛金、受取手形、買掛金、支払手形勘定等の記帳額が取引に基づく正確な金額でないことから、平成11年3月期の事業年度終了時における貸借の金額に不一致が生じ、その調整を図る目的で計上したものと認められ、全く実態のないものである。

カ 上記アないしオの事実は、青色申告の承認の取消事由である法人税法127条1項1号（「その事業年度に係る帳簿書類の記録又は保存が財務省令に定めるところに従って行われていない」）及び同項3号（「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載」）に該当するので、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度以後の青色申告の承認を取り消す。

（乙6）

(5) 異議申立て

ア 原告らは、沖縄国税事務所長に対し、平成14年7月17日付けで、それぞれ本件各処分について不服があるとして、異議申立てをした。

イ 沖縄国税事務所長は、平成14年10月17日、前記アの各異議申立てをそれぞれ棄却する旨の決定をした。

(6) 審査請求

ア 原告らは、国税不服審判所長に対し、平成14年11月7日付けで、それぞれ、前記(5)イの決定を経た後の本件各処分について不服があるとして、審査請求をした。

イ 国税不服審判所長は、平成17年7月26日、前記アの各審査請求をそれぞれ棄却する旨の裁決をした。

2 本件各処分の適法性に関する当事者の主張

(1) 本件青色申告承認取消処分の適法性（争点(1)）

（被告の主張）

ア 本件青色申告承認取消処分は、以下の各事実が青色申告の承認の取消事由（法人税法127条1項1号及び3号）に該当するとしてされたものであって、適法である。なお、これら各事実は、本件取消通知書に記載されている内容である。

（ア） B共同組合（以下「B共同組合」という。）との取引（売上高）

原告会社は、平成11年3月期におけるB共同組合との取引（売上高）について、B共同組合から「売上・仕入・支払明細書」が毎月2回送付され、その取引総額（売上高）は4億0023万5930円であるにもかかわらず、原告会社の帳簿書類に記載されている売上高は3億0643万1187円であり、その差額9380万4743円が売上高に計上されていない。

（イ） Cとの取引（主要材料費）

原告会社は、平成11年3月31日にCから2279万6922円の材料を仕入れたとして帳簿書類の主要材料費勘定に計上し、買掛金として処理した後に短期貸付金と相殺しているが、処分行政庁において調査したところ取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない。

（ウ） Dとの取引（賃借料・外注加工費・修繕費）

原告会社は、平成11年3月31日にDとの取引として、①賃借料1144万5000円、②外注加工費1159万2000円、③修繕費2225万0970円を帳簿書類に計上しているが、これらの取引に関する書類等は存在せず、処分行政庁において調査したところ取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない。

（エ） Eとの取引（外注加工費）

原告会社は、平成11年3月31日にE（乙が個人として運送業を営むに当たり使用する名称）に対する配送委託費として、合計1625万4945円を帳簿書類の外注加工費勘定に計上しているが、この取引に関する書類等は存在せず、処分行政庁において調査したところ金銭の支払等がされた事実もない。

(オ) 原告会社の無限責任社員原告甲の短期借入金

平成11年3月31日に計上された原告甲名義の短期借入金7336万6485円は、原告会社の帳簿書類が取引の発生の都度に記載されておらず、また、売掛金、受取手形、買掛金、支払手形勘定等の記帳額が取引に基づく正確な金額でないことから、平成11年3月期の事業年度終了時における貸借の金額に不一致が生じ、その調整を図る目的で計上したものと認められ、全く実態のないものである。

イ 原告ら主張の理由附記不備の点について

青色申告承認取消通知書に理由の附記が命じられているのは、承認の取消しが同承認を得た法人に認められる納税上の種々の特典（前5事業年度内の欠損金額の繰越し、推計課税の禁止、更正理由の附記等）をはく奪する不利益処分であることにかんがみ、取消事由の有無についての処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、取消しの理由を処分の相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためであるから、そこにおいて要求される附記の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得る程度のもので足りる（最高裁判所昭和49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）。

これを本件についてみると、①本件取消通知書における「B組合」が「B共同組合」を示していることは常識的に明らかであること、②原告会社の総勘定元帳（売掛金）においても、頻回に「コンクリートB組合」若しくは「B組合」との用語が使用されていること、③本件取消通知書にはB共同組合との取引内容（取引期間、取引金額、原告会社の売上高計上年月日、売上高計上額）が詳細に記載されていること、④同記載内容は、原告会社に保存されている上記総勘定元帳（売掛金）の記載と一致していること、⑤原告会社にはB共同組合から半月ごとにファクシミリで「売上・仕入・支払明細書」が送付されているところ、同支払明細書の記載は本件取消通知書の記載と一致していることがそれぞれ認められる。

そうすると、本件取消通知書において、「B組合」が「B共同組合」を示しており、したがって、どのような事実関係に基づき、本件青色申告承認取消処分がされたかを原告会社において了知することは当然に可能であったといえることができるし、これによって原告会社の不服申立ての便宜は十分に与えられていたといえることができる。また、ア記載のとおり、処分要件に該当する事実自体は存在するほか、本件取消通知書の内容や上記①ないし⑤の事情にかんがみれば、本件取消通知書の記載は、処分行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保するのに十分であったといえることができる。

以上から、本件青色申告承認取消処分に係る理由附記不備の違法をいう原告らの

主張は失当である。

(原告会社の主張)

ア 理由附記不備の違法

処分行政庁は、本件青色申告承認取消処分に係る本件取消通知において、同取消処分の基因となった事実として、「B組合」(B組合)との取引(売上高)についての計上漏れを記載している。しかしながら、原告会社は、B組合との間で取引を行ったことはなく、「B共同組合」(B共同組合)との間で取引を行っていたものである。B組合は、民法上の任意組合を意味するのに対し、B共同組合は中小企業等協同組合法に基づいて設立された法人であり、両者は明らかに法人格を異にする。

行政処分上の不利益処分の理由記載は、記載事実のみによって特定され得るものでなければならず、記載内容を詳細に検討し、不利益処分者において解釈を加えなければ処分の根拠となった取引の特定もできないような記載方法は、行政処分上の不利益処分の理由記載としては重大な瑕疵があるというべきである。また、処分理由の解釈において、一般通常人の常識を基準とすることは、常識判断が様々で、解釈に相違があり得ることから、不相当であって許されない。

不利益処分の理由記載は解釈の余地がない程度に具体的であって、真正でなければならぬところ、本件青色申告承認取消処分の理由附記には上記瑕疵があるから、本件青色申告承認取消処分は違法である。

また、上記のとおり、原告会社とB組合の間には取引は存在しないから、本件青色申告承認取消処分は、虚偽の取引を根拠としてされたものであって、この点からも違法として取消しを免れない。

イ 被告が取消事由に当たるとする各事実について

(ア) B共同組合との取引(売上高)について

B共同組合との取引金額が被告主張のとおりであることは認める。差額9380万4743円が生じたのは、当時の経理担当者及び依頼していた税理士から帳簿等の返還がされず、やむなく、原告会社において記載していた出荷実績表を集計し、決算書作成に至ったことによるのであって、故意に売上金額を過少にしたものではない。

(イ) Cとの取引(主要材料費)について

Cに対する主要材料費として計上した2279万6922円の取引の事実がなかったことは、認める。

予定していた材料仕入れが履行前に取り消されたものであり、処理の方法については、前税理士と相談の上で行ったものである。

(ウ) Dとの取引(賃借料・外注加工費・修繕費)について

Dとの間の取引及び決済については、同社が発行した請求書に基づいて計上したものであり、取引の事実はある。

Dには、原告会社で使用する発電機等の保守管理を行わせており、賃借料及び外注加工費名目での計上は、発電機の保守管理と、D従業員の派遣費用である。

平成11年3月31日計上分について、その支払を行っていないのは、原告甲の妻であった丙(以下「丙」という。)がDを介して横領を行っていた事実が発

覺して訴訟ざたとなっており、その債務不存在が原告会社において確認できるまで支払を行わないとの判断によるものである。

(エ) Eとの取引（外注加工費）について

運送の事実があり、対価の支払もある。原告甲個人が立替払を行っていたとしても何ら不自然な経済活動ではない。Eは、代表者の死亡後も、残った職員で業務を行っており、その中心は丁（以下「丁」という。）であった。原告会社は、Eにバラスや砂等の資材の運搬を委託し、運送委託費を支払っていたものである。処分行政庁が書類の不備を根拠に架空であるとした判断は誤りである。

(2) 本件青色申告承認取消処分が違法である場合の他の処分の効力（争点(2)）

（被告の主張）

青色申告承認取消処分が取り消された場合、青色申告の承認を受けていた居住者ないし内国法人は、遡及的に青色申告者の地位を回復し、いったん白色申告書とみされた申告書は再び青色申告書となるため、更正通知書に理由の附記をしないでされた更正処分は、理由の附記を欠く違法な更正処分として取り消され得ることになり、また、当該更正処分を基礎とする加算税の賦課決定処分も違法として取り消され得ることになる。

しかしながら、そもそも青色申告制度は、所得税及び法人税以外の税目については認められておらず、青色申告の承認を受けた居住者ないし内国法人が他の税目について納税義務を負う場合であっても、それらの税目については同制度の特典を享受できないのであるから、青色申告承認取消処分が取り消された場合でも、当該青色申告承認に係る所得税ないし法人税について理由附記をせずに行われた更正処分及び当該処分を基礎とする加算税の賦課決定処分が取り消され得るだけであって、それ以外の処分が違法となるものではない。

したがって、本件青色申告承認取消処分が取り消された場合には、本件青色申告承認取消処分によって白色申告書とみされた平成11年3月期及び平成12年3月期の法人税の申告書が青色申告書となり、白色申告書として理由を附記せずに行った本件各法人税更正処分及びこれらを基礎とする法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分が取り消され得るだけであり、原告らに対して行われたその他の処分が違法になるものではない。

（原告らの主張）

青色申告の更正通知書には更正の理由を付さなければならないところ、本件の各更正処分は理由附記がされておらず、違法である。また、本件においては、まず本件青色申告承認取消処分がされ、その結果、白色申告とみなしてその余の本件各処分を行っているのであるから、本件青色申告承認取消処分が違法であれば、その余の本件各処分も違法であって、取り消されるべきである。

(3) 本件各法人税更正処分及び法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分の適法性（争点(3)）

（被告の主張）

ア 平成11年3月期について

（ア） B共同組合に係る売上除外

争点(1)についての被告の主張ア(ア)記載のとおり、原告会社の平成11年3月期におけるB共同組合に対する売上げのうち、9380万4743円が売上げに計上されていない。

上記未計上の取引は、売上げ及び売掛金勘定の借方に記載されていないにもかかわらず、決済の手形受入れにおいては、総勘定元帳(売掛金)に記載されている。

また、原告会社の平成11年3月期の確定申告書に添付されている貸借対照表の「資産の部」には、「売掛金」残高も記載されており、仮に売掛金勘定の借方に売上げを記帳せず、貸方にその取引に係る決済のみ記帳すれば、確定した決算を組む段階において売上先の実際の売掛金残高と帳簿残高の不一致が生じることは明らかである。そして、不一致の原因がB共同組合の売上げが計上されていないことによるものであることは、原告会社に備え付けられた帳簿書類等から容易に判明するものである。

さらに、原告会社とB共同組合との取引総額は4億0023万5930円に及ぶものであって、上記計上漏れの合計9380万4743円は、取引総額の約23.4パーセントに相当するものであることや、B共同組合から原告会社に対し、「売上・仕入・支払明細書」が定期的を送付されていることなどからすると、これを単なる記帳漏れと評価することはできず、原告会社は、B共同組合に対する売上げの一部を除外したといわざるを得ず、帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入(営業外の収入を含む。)の脱ろうをしているものであり、国税通則法(以下「通則法」という。)68条1項に該当する(法人税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)(乙31)(以下「重加算税取扱指針」という。)第1の1(2)③参照)。

重加算税は、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したとき等に課されるものであるところ(通則法68条1項及び2項)、この重加算税は、通則法65条ないし67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠ぺい又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であって、故意に納税義務違反を犯したことに対する制裁ではないから、同法68条1項による重加算税を課するには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではない。そうであるところ、本件において、原告会社が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したことは明らかである。

(イ) 修正仕訳否認分

原告会社は、平成11年3月31日、総勘定元帳(売上高)の同日付け「摘要」欄の「売上高修正(現場実績表より)」との記載を根拠に、売上高3845万9

075円を減額した経理処理を行っている。

しかし、原告会社は、処分行政庁の調査担当者に対し、上記減額の理由や取引先について具体的な説明をせず、現場実績表の提示もしなかったものであり、上記経理処理は、何の根拠もなく期末に売上高を意図的に減額した行為と認められ、帳簿書類への虚偽記載により仮装の経理を行っているものといえるから、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(ウ) Cに対する主要材料費

争点(1)についての被告の主張ア(イ)記載のとおり、原告会社は、平成11年3月31日付けで、Cから2279万6922円の材料を仕入れたとして総勘定元帳（主要材料費）に計上しているが、上記取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない。

原告会社による上記計上行為は、仮装の経理処理をしたことは明らかであるから、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(エ) Dに対する賃借料、外注加工費及び修繕費

争点(1)についての被告の主張ア(ウ)記載のとおり、原告会社は、平成11年3月31日にDとの取引として、①賃借料1144万5000円、②外注加工費1159万2000円、③修繕費2225万0970円を帳簿書類に計上しているが、これら取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない。

原告会社による上記計上行為は、実体のない金額を賃借料、外注加工費及び修繕費とするために仮装の経理処理をしたことは明らかであるから、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(オ) Eに対する外注加工費

争点(1)についての被告の主張ア(エ)記載のとおり、原告会社は、平成11年3月31日付けで、Eに対する配送委託費として、平成10年4月分、同年10月ないし平成11年3月分の計7か月分（合計1625万4945円）を総勘定元帳（外注加工費）に「相手科目長期預り」として計上するとともに、長期預り金の金額を短期借入金に振り替えている。しかしながら、Eの経営者である乙は、平成10年12月2日に死亡しているが、その前はアルコール中毒で仕事ができる状態でなく、運送業を行っていなかった。また、原告会社から処分行政庁に対し、Eに対する支払を裏付ける証拠等は示されず、原告会社がいうEの業務の中心であったとする丁に対する運送委託費の支払を具体的に裏付ける資料も何ら提示されていない。実際には、原告甲自身が、平成7年ころ、乙からEの名義を購入して、EないしGの名で運送事業を行っていたものである。

以上から、上記外注加工費は、原告会社はその事実上の支配下にあるEとの取引を仮装して架空計上した費用であると評価するのが相当であり、かかる行為は、取引事実及び金銭等の支払がされた事実がないものを外注加工費とするために仮装の経理処理をしたものであって、原告会社による上記計上行為は、仮装の経理処理をしたことは明らかであるから、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(カ) 以上から、原告会社の平成11年3月期の法人税及び法人税に係る重加算税

の額は、以下のとおりとなり、平成11年3月期の本件法人税更正処分等は適法である。

a 平成11年3月期の法人税の額

(a) 申告所得金額 2153万2006円

原告会社が平成11年3月期の確定申告において申告した所得金額は、2153万2006円である。

(b) 更正処分の申告所得金額への加算金額 2億1309万6655円

更正処分の申告所得金額への加算金額は、以下のiないしvの金額を合計した2億1309万6655円である。

i 売上除外による売上計上漏れ 1億3226万3818円

ii 主要材料費の架空計上 2279万6922円

iii 賃借料の架空計上 1144万5000円

iv 外注加工費の架空計上（以下の①－②） 2433万9945円

① 外注加工費の架空計上否認 2784万6945円

内訳：Eとの間の取引分 1625万4945円

Dとの間の取引分 1159万2000円

② 外注加工費の容認（D） △350万7000円

v 修繕費の架空計上 2225万0970円

(c) 所得金額 2億3462万8661円

所得金額は、(a)及び(b)の金額を合計した2億3462万8661円である。

(d) 法人税の額 8018万6660円

法人税の額は、法人税法66条（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により、(c)の所得金額2億3462万8000円（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）に対し、うち800万円に100分の25の税率を乗じて計算した金額200万円と、残額2億2662万8000円に100分の34.5の税率を乗じて計算した金額7818万6660円とを合計した8018万6660円である。

(e) 課税留保金に対する税額 260万2000円

課税留保金に対する税額は、法人税法67条の規定により、法人税別表三（一）「同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」を使用して計算した平成11年3月期の課税留保金額2602万円に、100分の10の税率（課税留保金額が3000万円以下の場合の税率）を乗じて計算した金額260万2000円である。

(f) 所得税額の控除額 6279円

法人が各事業年度において所得税法174条の規定により源泉徴収された利子又は配当等の支払を受ける場合に、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより法人税の額から控除される（法人税法68条1項）ところ、原告会社が平成11年3月期において源泉

徴収された利子又は配当等について受けた支払に係る所得税の額は6279円であり、同額が(d)の法人税の額から控除される。

(g) 更正処分により納付すべき法人税額 7612万0100円

更正処分により納付すべき法人税額は、(d)の金額に、(e)の金額を加算し、(f)の金額を減算した8278万2300円（通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）から、差引所得に対する法人税額666万2200円を差し引いた7612万0100円である。

b 平成11年3月期の法人税に係る重加算税の額

重加算税の額は、a記載の法人税の更正処分により納付すべき税額7612万0100円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額7612万円（以下、附帯税を計算する際の端数処理につき同じ。）に100分の35の割合を乗じて計算した金額2664万2000円となる（通則法68条1項）。

イ 平成12年3月期について

(ア) B共同組合に係る売上繰延べ

原告会社は、平成12年3月期におけるB共同組合との間の取引のうち、合計1億3185万1892円（税抜き金額1億2557万3230円）の取引分を、平成12年3月期の売上げに計上せず、翌事業年度である平成12年4月1日から平成13年3月31日まで（以下「平成13年3月期」という。）の売上げとして繰延べ計上している。

重加算税は、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したとき等（通則法68条1項及び2項）に、制裁として課されるものであるところ、売上げ等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売上げ等の収入が翌事業年度の収益に計上されており、かつ、相手方との通謀、証ひょう書類等の破棄、隠匿等の行為が行われていないような場合には、当該行為を隠ぺい又は仮装行為であると評価することはできず、これに制裁を加えることは適当ではないが、当期の売上げであることを知りつつ、利益調整のために意図的に収入の計上を繰り延べているような場合には、当該行為は隠ぺい又は仮装行為に当たると解するのが相当である（重加算税取扱指針第1の3、「法人税の重加算税賦課に係る留意点について」（乙40）（以下「重加算税賦課留意点」という。）問13参照）。

原告会社による上記売上繰延べについては、①B共同組合に対する売上金額は、原告会社の売上金額の大半を占めるものであること（平成11年3月期における当該割合は約61パーセントであり、平成12年3月期における当該割合は約82パーセントである。）、②原告会社とB共同組合の取引については、B共同組合からファクシミリで月2回「売上・仕入・支払明細書」が送付されていること、③調査の過程で、原告会社の経理担当者の机からは、「売上表（H11.4月～H12.3月末）」と題する書面（乙41）が発見されているところ、同書面に

は、B共同組合の売上げについて、毎月、「売上（前半）」「売上（後半）」に分けた金額（上記「売上・仕入・支払明細書」とおおむね一致）が記載されていることなどからすれば、原告会社において、B共同組合との取引に係る売上げは、毎月（前半分と後半分が存在する。）存在し、これらを当該月の売上高として計上しなければならないことは、明らかに認識していたというほかなく、したがって、平成13年3月期に計上した平成12年3月期に係る上記売上げについては、意図的に総勘定元帳（売上）を調整（利益調整）して過少に計上したものと認められる。

したがって、原告会社による上記売上繰延べ行為は、帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入（営業外の収入を含む。）の脱ろうをしているものであり、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)③参照）。

(イ) 紛失手形相殺

原告会社は、平成11年4月30日付けで、総勘定元帳（売上高）に「紛失手形二重計上取消」と記載し、相手勘定を「短期貸付金」として、売上高1113万4078円を減額処理している。

上記経理処理は、原告会社が、平成11年3月期以前に受取手形が二重に計上されていたことから売上高も二重に計上されていたものとして、当該受取手形を取り消すとともに売上高についても減額処理をしたものであるところ、そもそも、帳簿上受取手形が二重に計上されていたとしても、そのことから直ちに売上高が二重に計上されていたことになるわけではない上、上記の経理処理について、原告会社は、平成11年3月期以前に受取手形が二重に計上されていたこと及び当該受取手形に対応する売上高が平成11年3月期以前に二重に計上されていたことを示す根拠を何ら示していない。

したがって、原告会社による上記処理は、平成11年3月期以前に、受取手形を二重に計上したとし、それにより売上高についても二重計上がされていたかのように仮装して減額処理をしたものというべきであり、帳簿書類への虚偽記載により仮装の経理を行ったものであって、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(ウ) 戊（以下「戊」という。）に対する賃借料495万2381円

平成12年3月期における原告会社の戊に対する賃借料495万2381円（消費税等を含まない金額（以下「税抜き金額」という。））は、架空計上である。

原告会社は、上記賃借料について、タンクローリーの購入に係る金員を賃借料として経理処理したものであるが、消防法との兼ね合いで購入と記帳はできないと判断し、勘定科目を変えて処理したものであり、仮装、隠ぺいがない以上、減価償却相当額は損金に算入されるべきである旨主張する。

しかしながら、タンクローリーの賃借が資産の購入でないことは明らかであり、特段の事情のない限り、原告会社がこの点を誤ることは考えられない。また、戊は、タンクローリーを所有していたことはなく、戊を請求人とする賃貸料の請求書も架空の請求書であって、上記賃借料が仮装のものであることは明らかである。さらに、原告会社の主張を前提とすれば、原告会社は、本来減価償却資産として

法律で定められた耐用年数に基づき、每期一定の金額を損金経理すべきであるところ、消防法に違反する行為を隠ぺいするために、架空の請求書に基づいてあたかも賃借料の支払があったかのごとく装い、全額を一括して損金処理しているのであって、そのような行為が許されないことは明らかである。

なお、原告会社は、減価償却費相当額が損金に算入されるべき旨の主張もするが、減価償却費を損金の額に算入するためには、その法人の確定した決算において、減価償却費として損金経理されていなければならないことから（法人税法31条1項）、原告会社の主張は理由がない。

原告会社による戊名義の架空の請求書を作成する行為や、同（偽造した）請求書に基づく総勘定元帳（賃借料）への計上は、帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。）、帳簿書類への虚偽記載により仮装の経理を行ったものであって、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(エ) Hに対する賃借料800万円（税抜き金額）

原告会社からHに対し賃借料が支払われた事実はなく、原告会社のHに対する賃借料800万円（税抜き金額）は架空計上である。

この点、原告会社の主張自体、現実に賃借している物件（水中ポンプ、クレーン、スカイマスター）があり、同物件に係る賃借料である旨主張したり、Hにクレーン、スカイマスター等での作業を依頼した対価である旨主張したりと、変遷している。

そして、H代表者のIは、処分行政庁の調査担当者に対し、Hは、クレーン車、水中ポンプ、スカイマスターなどの作業機械を所有したことはなく、したがって、これらを原告会社に貸したこともない、また、Iはクレーン車などの免許を有しておらず、原告会社から作業依頼を受けたこともない、上記賃借料に関するHによる請求書や領収証は、Hで作成されたものではなく、これら請求書や領収証で使用されている社印は、一時期原告会社の経理担当者に預けていたもので、その時期に原告会社で勝手に作成されたものと思われる旨供述するところである。

以上から、原告会社の上記行為は、帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。）、帳簿書類への虚偽記載により仮装の経理を行ったものであって、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(オ) Jに対する外注加工費3240万円

原告会社は、Jに対し、クラッシャー移設工事を依頼したこともなく、また、同移設工事費を支払ったこともないにもかかわらず、Jと通謀し、領収証等を偽造した上、外注加工費を架空計上している。

原告会社は、O（以下「O」という。）に対するクラッシャー移設工事費として、総勘定元帳（外注加工費）の平成12年3月31日欄に借方3240万円と記帳し、同日の買掛金に貸方3240万円と記帳して、確定申告を行っている。しかしながら、原告会社はOに対し、クラッシャー移設工事は依頼しておらず、また、同費用も支払われていない。そして、原告会社の経理担当者の机からは、Oの領収証やその控えとは別に、ただし書きを「クラッシャー移設基礎工事契約金として」とし、日付、発行名義の記載のない領収証及び領収証控えも発見されて

いる。原告会社は、当初は、Oを利用して架空の経費を計上することを企図したものであるが、後に相手方をJに変え、Jと通謀して、上記偽装行為が行われたものである。

以上から、原告会社によるクラッシャー移設工事に係る領収証の偽造は、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成により偽装の経理を行ったものであって、通則法68条1項に該当する（重加算税取扱指針第1の1(2)②参照）。

(カ) 以上から、原告会社の平成12年3月期の法人税及び法人税に係る重加算税の額は、以下のとおりとなり、平成12年3月期の本件法人税更正処分等は適法である。

a 平成12年3月期の法人税の額

(a) 申告所得金額 2078万6903円

原告会社が平成12年3月期の確定申告において申告した所得金額は、2078万6903円である。

(b) 更正処分の申告所得金額への加算金額 1億1384万2655円

更正処分の申告所得金額への加算金額は、以下のiないしviiの金額を合計した1億1384万2655円である。なお、平成12年3月期において、原告会社は、税抜き処理をしており、以下の各金額も税抜き金額である。

i 売上繰延べによる売上計上漏れ 1億2557万3230円

ii 売上除外による売上計上漏れ 1060万3884円

iii 売上過大計上 △3708万8038円

iv 賃借料の架空計上 1295万2381円

内訳：戊との間の取引分 495万2381円

Hとの間の取引分 800万円

v 外注加工費の架空計上（以下の①－②） 2524万1643円

① 外注加工費の架空計上否認 3085万7143円

② 外注加工費の容認 △561万5500円

vi 営業外収益・雑収入 55円

vii 事業税認定損 △2344万0500円

(c) 所得金額 1億3462万9558円

所得金額は、(a)及び(b)の金額を合計した1億3462万9558円である。

(d) 法人税の額 3974万8700円

法人税の額は、法人税法66条の規定により、(c)の所得金額1億3462万9000円（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）に対し、うち800万円に100分の22の税率を乗じて計算した金額176万円と、残額1億2662万9000円に100分の30の税率を乗じて計算した金額3798万8700円とを合計した3974万8700円である。

(e) 課税留保金に対する税額 437万6100円

課税留保金に対する税額は、法人税法67条の規定により、法人税別表三(一)「同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」を使用して計算した平成12年3月期の課税留保金額3917万4000円のうち、3000万円以下の金額に100分の10の税率を乗じて計算した金額300万円と、3000万円を超えて1億円以下の金額917万4000円に100分の15の税率を乗じて計算した金額137万6100円との合計金額437万6100円である。

(f) 所得税額の控除額 8万2490円

法人が各事業年度において所得税法174条の規定により源泉徴収された利子又は配当等の支払を受ける場合に、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより法人税の額から控除される(法人税法68条1項)ところ、原告会社が平成12年3月期において源泉徴収された利子又は配当等について受けた支払に係る所得税の額は8万2490円であり、同額が(d)の法人税の額から控除される。

(g) 更正処分により納付すべき法人税額 3852万9000円

更正処分により納付すべき法人税額は、(d)の金額に、(e)の金額を加算し、(f)の金額を減算した4404万2300円(100円未満の端数を切り捨てたもの)から、差引所得に対する法人税額551万3300円を差し引いた3852万9000円である。

b 平成12年3月期の法人税に係る重加算税の額

重加算税の額は、a記載の法人税の更正処分により納付すべき税額3852万円(1万円未満の端数を切り捨てたもの)に100分の35の割合を乗じて計算した金額1348万2000円となる(通則法68条1項)。

ウ その他の原告会社の主張について

(ア) 原告会社は、調査時点において、帳簿、証ひょう類の提示等は行っており、仮装や隠ぺいの事実はない旨主張するが、隠ぺい又は仮装行為は、法定申告期限内に申告書が提出されている場合はその提出時を、法定申告期限内に申告書が提出されていない場合は同期限を経過したときを基準として判断するのであって(通則法68条1項)、同基準時を経過した後、すなわち、調査時に、課税庁の求めに応じて帳簿等を示したとしても、隠ぺい又は仮装行為がなかったことにはならないから、原告会社の主張は理由がない。

(イ) 原告会社は、本件各法人税更正処分の調査手続に違法があるとするが、その趣旨は、Jに対する外注加工費について処分行政庁が行った調査及び事実認定について、調査結果としての事実認定に誤りがあることから、それ故に調査手続にも瑕疵があると主張するものと解されることから、イ(オ)記載のとおり、Jに対する外注加工費についての処分行政庁の事実認定に誤りはなく、したがって、その調査手続にも原告会社がというような違法があったとはいえないから、原告会社の主張は理由がない。

(原告会社の主張)

ア 本件各法人税更正処分について

(ア) 調査手続の違法

処分行政庁の調査担当者は、原告会社の工場内において構築物移設や補修場所等を確認しているにもかかわらず、当該物件に係る支払の確認及び外注加工費等の受領の確認をする際に、受領先の言葉のみで安易に架空取引と認識したものであり、処分行政庁の調査自体が事実を無視した憶測に基づくものといわざるを得ない。

(イ) 売上金額について

平成11年3月期の申告に際しては、依頼していた税理士から仕訳日記載を基に作成されている帳簿、決算等の提示がなく、やむなく取引金額を記載した日報を基に売上金額を計上したものであり、売上総額については決算額に誤りはない。一取引先との記帳不備をもって売上除外と判断した原処分は明らかに事実認定に誤りがある。なお、証ひょう書類の保管については、調査時点では存在していたが、保管者の瑕疵により焼失したものである。

平成12年3月期は、取引金額を記載した日報を基に売上金額を計上したもので、決算額に誤りはない。

(ウ) 平成11年3月期について

a 平成11年3月期のCとの間の処理について

争点(1)についての原告会社の主張イ(イ)記載のとおりであり、Cに対する主要材料費として計上した平成11年3月31日付け2279万6922円の取引が存在しないことは認める。

予定していた材料仕入れが履行前に取り消されたため、材料購入はなかったものであり、その経理処理については、前税理士と相談の上で行ったものである。

b 平成11年3月期のDに対する賃借料、外注加工費、修繕費について

争点(1)についての原告会社の主張イ(ウ)記載のとおりであり、Dとの間の取引及び決済については、Dが発行した請求書に基づいて計上したものであって、取引の事実はある。また、Dにおける処理は原告甲の妻であった丙が行っていたものであるが、丙がDを介して横領を行っていた事実が発覚して訴訟ざたとなったため、その債務不存在が原告会社において確認できた時点で処理するのが相当であるとの判断から、経理処理を行っていないにすぎない。

c Eに対する外注費について

争点(1)についての原告会社の主張イ(エ)記載のとおりであり、運送の事実があり、対価の支払もある。Eは、代表者の死亡後も、丁を中心として、残った職員で業務を行っており、原告会社は、Eにバラスや砂等の資材の運搬を委託し、運送委託費を支払っていたものである。処分行政庁が書類の不備を根拠に架空であるとした判断は誤りである。

(エ) 平成12年3月期について

a 平成12年3月期の戊に対する賃借料について

処分行政庁は、戊からのタンクローリーの賃借を否認するが、同支払は、賃借料の支払ではなく資産の購入(燃料備蓄用のタンクローリー)であって、消

防法との兼ね合いで購入と記載はできないと判断したため、勘定科目を変えて処理したものである。したがって、勘定科目は誤っているものの、仮装の事実はない。そして、一時の損金算入は認められないとしても、減価償却限度額相当額は損金に算入されるべきである。

b Hに対する賃借料について

原告会社は、原告会社工場内に砕石コンビナートを設置、移転する業務をHに依頼した。Hに対する賃借料は、Hにクレーン、スカイマスター等での作業を依頼した対価であって、取引の事実もあり、金銭の支払もある。原告甲がH代表者のIに対して金員を融資していたところ、Iが金員による返済ができないとのことで、作業の対価で返済することとしたものである。

なお、上記賃借料に係る領収証の印影は、Iが原告会社に預けていたHの社印によるものではなく、Hが自ら保管していた社印によるものである。

c Jに対する外注加工費

クラッシャー移設（一部改良）を行った事実も、支払の事実もある。当該物件の改良、移設を依頼し、支払を行ったが、指示どおりの施工がされず使用不可のため、資産計上すべきでない判断し、損金として処理したものである。

イ 法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分について

(ア) 原告会社は、調査時点において、帳簿、証ひょう類の提示等は行っており、仮装や隠ぺいの事実はない。

(イ) 平成11年3月期の期末決算において計上漏れとなった原因は、当時の経理担当者及び依頼していた税理士から帳簿等の返還がされず、やむなく原告会社において記載していた出荷実績表を集計して決算処理を行ったことにあり、故意に売上金額を過少にしたものではない。なお、同税理士は、処分行政庁の調査に対して会計伝票を返却したと述べているが、その返還先は丙であると推定されるところ、そのような会計伝票は原告会社に保管されておらず、また、同税理士からの協力も得られなかったため、原告会社に保管されていた資料を基に決算・申告を行ったものである。

(ウ) 平成12年3月期の期末決算においてB共同組合との取引について計上漏れとなった原因は、経理担当者の不慣れによるものであり、利益の圧縮を目的としたものではない。

また、平成12年3月期における戊に対する賃借料については、資産として計上すべきところ、勘定科目を誤解して計上したに過ぎず、故意はない。

(4) 本件各消費税等更正処分及び消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分の適法性（争点(4)）

（被告の主張）

ア 本件各消費税等更正処分及び消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分の基となる不正事実は、すべて本件各法人税更正処分及び法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分の基となる不正事実が影響（連動）しているものである（なお、平成12年3月期の法人税に係る各金額が同期の課税期間の消費税に係る各金額と異なっているのは、同期の法人税について原告会社が税抜き経理処理をしているため

である。) ところ、本件各法人税更正処分及び法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分が適法であることは、争点(3)についての被告の主張記載のとおりであるから、本件各消費税等更正処分も消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分も、いずれも適法である。

イ 平成11年3月期について

原告会社の平成11年3月期の消費税等及び消費税等に係る重加算税の額は、以下のとおりであり、平成11年3月期の本件消費税等更正処分等は適法である。

(ア) 平成11年3月期の消費税等の額

a 申告による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)

5億2371万7314円

原告会社が、平成11年3月期の課税期間の確定申告において申告した課税標準額4億9877万8000円の基になった課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)は、5億2371万7314円である。

b 更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額

1億3226万3818円

更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額は、売上除外による売上計上漏れ1億3226万3818円(税込み金額)である。

c 課税標準額

6億2474万3000円

消費税の課税標準額は、aの申告による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)5億2371万7314円とbの更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額1億3226万3818円との合計金額6億5598万1132円から、消費税等相当額を控除した金額6億2474万3000円(課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)に105分の100を乗じて計算したもの。以下同じ。)(通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。)である。

d 課税標準に対する消費税額

2498万9720円

消費税法29条の規定により、cの課税標準額6億2474万3000円に100分の4の税率を乗じて計算した金額2498万9720円である。

e 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)

3億9002万4837円

原告会社が、確定申告において申告した控除対象仕入税額1485万8089円の基になった課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)は、3億9002万4837円である。

f 更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額

8083万2837円

更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額は、次の(a)ないし(d)の合計金額8083万2837円である。

(a) 主要材料費の架空計上

2279万6922円

(b) 賃借料の架空計上

1144万5000円

(c) 外注加工費の架空計上(以下の①-②)

2433万9945円

① 外注加工費の架空計上否認	2784万6945円
② 外注加工費の容認	△350万7000円
(d) 修繕費の架空計上	2225万0970円
g 控除対象仕入税額	1177万8743円

控除対象仕入税額は、eの申告による課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）3億9002万4837円からfの更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）から減算する金額8083万2837円を差し引いた金額3億0919万2000円に105分の4を乗じて計算した金額1177万8743円である。

h 差引税額	1321万0900円
--------	------------

差引税額は、dの課税標準額に対する消費税額2498万9720円からgの控除対象仕入税額1177万8743円を差し引いた金額1321万0900円（通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）である。

i 譲渡割額	330万2700円
--------	-----------

地方消費税の譲渡割額は、hの差引税額1321万0900円に100分の25（地方税法72条の83）を乗じた金額330万2700円である。

j 消費税及び譲渡割額の合計金額	1651万3600円
------------------	------------

消費税及び譲渡割額の合計金額は、hの差引税額1321万0900円とiの譲渡割額330万2700円との合計金額1651万3600円である。

k 更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額	1014万7400円
------------------------------	------------

更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額は、jの消費税及び譲渡割額の合計金額1651万3600円から、原告会社が確定申告において申告した差引税額509万3000円と譲渡割額127万3200円とを差し引いた金額1014万7400円である。

(イ) 平成11年3月期の消費税等に係る重加算税の額

重加算税の額は、(ア)記載の平成11年3月期の課税期間の更正処分により新たに納付すべき税額1014万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。）に100分の35の割合を乗じて計算した金額354万9000円である（通則法68条1項）。

ウ 平成12年3月期について

原告会社の平成12年3月期の消費税等及び消費税等に係る重加算税の額は、以下のとおりであり、平成12年3月期の本件消費税等更正処分等は適法である。

(ア) 平成12年3月期の消費税等の額

a 申告による課税資産の譲渡等の対価の額（税込み金額）	5億6884万7306円
-----------------------------	--------------

原告会社が、平成12年3月期の課税期間の確定申告において申告した課税標準額5億4175万9000円の基になった課税資産の譲渡等の対価の額（税込み金額）は、5億6884万7306円である。

b 更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額（税込み金額）への加算額
1億0404万3530円

更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額（税込み金額）への加算額は、次の(a)及び(b)の合計金額から(c)の金額を差し引いた金額1億0404万3530円である。

(a) 売上繰延べによる売上計上過少額 1億3185万1892円
(b) 売上除外による売上計上過少額 1113万4078円
(c) 売上計上過大額 △3894万2440円

c 課税標準額 6億4084万8000円

消費税の課税標準額は、aの申告による課税資産の譲渡等の対価の額（税込み金額）5億6884万7306円とbの更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額（税込み金額）への加算額1億0404万3530円との合計金額6億7289万0836円から、消費税等相当額を控除した金額6億4084万8000円（1000円未満の端数を切り捨てたもの。）である。

d 課税標準に対する消費税額 2563万3920円

消費税法29条の規定により、cの課税標準額6億4084万8000円に100分の4の税率を乗じて計算した金額2563万3920円である。

e 申告による課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）
4億5051万3589円

原告会社が、確定申告において申告した控除対象仕入税額1716万2422円の基になった課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）は、4億5051万3589円である。

f 更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）から減算する金額
3485万3725円

更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）から減算する金額は、次の(a)及び(b)の合計金額から(c)の金額を差し引いた金額3485万3725円である。

(a) 賃借料の架空計上 1360万円
(b) 外注加工費の架空計上（以下の①－②） 2650万3725円
① 外注加工費の架空計上否認 3240万円
② 外注加工費の容認 △589万6275円
(c) 簿外による車輛購入代 △525万円

g 控除対象仕入税額 1583万4661円

控除対象仕入税額は、eの申告による課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）4億5051万3589円からfの更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額（税込み金額）から減算する金額3485万3725円を差し引いた金額4億1565万9864円に105分の4を乗じて計算した金額1583万4661円である。

h 差引税額 952万1900円

差引税額は、dの課税標準額に対する消費税額2563万3920円からg

の控除対象仕入税額1583万4661円と確定申告において申告した貸倒れに係る税額27万7312円とを差し引いた金額952万1900円(100円未満の端数を切り捨てたもの。)である。

i 譲渡割額 244万1300円

地方消費税の譲渡割額は、dの課税標準に対する消費税額2563万3920円から、gの控除対象仕入税額1583万4661円と確定申告において申告した貸倒れに係る税額27万7312円のうち3万3815円(税率4パーセント適用分の金額)とを差し引いた金額976万5400円(通則法119条1項)となるから、譲渡割額は、課税標準額となる消費税額976万5400円に100分の25(地方税法72条の83)を乗じた金額244万1300円である。

j 消費税及び譲渡割額の合計金額 1196万3200円

消費税及び譲渡割額の合計金額は、hの差引税額952万1900円とiの譲渡割額244万1300円との合計金額1196万3200円である。

k 更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額

661万4100円

更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額は、jの消費税及び譲渡割額の合計金額1196万3200円から、原告会社が確定申告において申告した差引税額423万0600円と譲渡割額111万8500円とを差し引いた金額661万4100円である。

(イ) 平成12年3月期の消費税等に係る重加算税の額

重加算税の額は、(ア)記載の平成12年3月期の課税期間の更正処分により新たに納付すべき税額661万4100円(通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。)に100分の35の割合を乗じて計算した金額231万3500円である(通則法68条1項)。

エ 原告会社は、調査時点において、帳簿、証ひょう類の提示等を行っており、仮装や隠ぺいの事実はない旨主張するが、争点(3)についての被告の主張ウ(ア)記載のとおり、隠ぺい等の判断の基準時は、法定申告期限内に申告書が提出されている場合はその提出時であるから(通則法68条1項)、原告会社の主張は理由がない。

(原告会社の主張)

本件各法人税更正処分は、処分行政庁の誤った事実認識に基づいて算定されたものであるから、本件各消費税等更正処分や消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分にも正当性はない。

仮に、法人税と消費税等との処分を別途判断するとしても、仮装隠ぺいの事実とはCとの取引以外に存しない。

また、本件各消費税等賦課決定処分について、争点(3)についての原告会社の主張イ(ア)記載のとおり、原告会社は、調査時点において、帳簿、証ひょう類の提示等を行っており、仮装や隠ぺいの事実はない。

(5) 本件納税告知処分等の適法性(争点(5))

(被告の主張)

ア 本件納税告知処分等は、原告会社がB共同組合から受け取った額面2909万0072円の約束手形について、原告甲がこれを取り立てた結果、平成11年3月に原告甲名義の普通預金口座に入金されている同額の金員は、当該約束手形が原告甲名義の口座で取立入金される根拠となるような経理処理は原告会社において何らされていないことから、同入金は、原告会社から原告甲に対する賞与の支給と認定できるとしてされたものである。

これに対し、原告会社は、原告甲名義の普通預金口座に入金された上記金員は、原告会社から原告甲への借入金の返済であると主張するが、それを根拠付ける経理処理は何らされておらず、上記主張は理由がない。

なお、原告会社は、本件各法人税更正処分が違法であることをもって、本件納税告知処分等が違法である旨主張するが、仮に前者が違法とされたとしても、それをもって直ちに後者も違法となるものではないことについては、争点(2)についての被告の主張記載のとおりである。

イ 本件納税告知処分に係る平成11年3月分の源泉所得税の内容は、以下のとおりであり、本件納税告知処分は適法である。

(ア) 支払認定額 2909万0072円

ア記載のとおり、原告会社がB共同組合から受け取った額面2909万0072円の約束手形について、原告甲がこれを取り立てた結果、平成11年3月に原告甲名義の普通預金口座に入金されている金額2909万0072円につき、原告会社から原告甲に対する賞与の支給と認定できるものである。

(イ) 本税額 890万9364円

支払認定額に対する源泉所得税額は、所得税法186条2項1号の規定に基づき、所得税法別表第二の甲欄（扶養親族等の数）「0人」の欄に下記aの金額285万9547円を適用して計算した金額76万9607円から下記bの金額2万7160円を差し引いた金額74万2447円に12を乗じて計算した金額890万9364円である。

a 支払認定額の所得税法別表第二の甲欄適用金額 285万9547円

支払認定額の税額を算出するに当たっては、所得税法別表第二を適用することとなるが、その金額は、(ア)の支払認定額2909万0072円が原告甲の平成11年2月に支払われた役員報酬額50万円の10倍相当額を超えていることから、所得税法186条2項1号の規定により、支払認定額2909万0072円を12で除して計算した金額242万4172円と平成11年2月に支払われた役員報酬額50万円との合計額292万4172円から、社会保険料の金額6万4625円を控除した金額285万9547円である（所得税法188条）。

b 役員報酬の源泉所得税額 2万7160円

原告会社は、平成11年2月中に原告甲に支払った役員報酬額50万円から社会保険料の金額6万4625円を控除した金額43万5375円に対する源泉所得税額2万7160円を源泉徴収している（所得税法188条）。

ウ ア記載の本件納税告知処分に係る源泉所得税についての不納付加算税の額は、納

税告知により新たに納付すべき本税額 890 万円（通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てたもの。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額 89 万円となるから、本件不納付加算税賦課決定処分は適法である。

（原告会社の主張）

ア 本件納税告知処分について

争点(3)についての原告会社の主張記載のとおり、本件各法人税更正処分は違法であることから、これと関連してされた原告会社に対する本件納税告知処分も違法である。

また、処分行政庁は、資金の移動において、借入金の返済とすべきところ当該記載を失念したことをもって賞与と認定しており、事実認定に誤認がある。

イ 本件不納付加算税賦課決定処分について

原告会社に対する不納付加算税の賦課決定処分についても、争点(3)についての原告会社の主張イ記載のとおり、原告会社は、調査時点において、帳簿、証ひょう類の提示等は行っており、仮装や隠ぺいの事実はない。

(6) 原告甲に対する本件更正処分等の適法性（争点(6)）

（被告の主張）

ア 争点(5)についての被告の主張記載のとおり、原告会社が B 共同組合から受け取った額面 2909 万 0072 円の約束手形について、原告甲がこれを取り立てた結果、平成 11 年 3 月に原告甲名義の普通預金口座に入金されている金額 2909 万 0072 円につき、原告会社から原告甲に対する賞与の支給と認定できるものである。

なお、原告甲は、本件各法人税更正処分が違法であることをもって、原告甲に対する本件更正処分等も違法となる旨主張するが、仮に前者が違法とされたとしても、それをもって直ちに後者も違法となるものではないことについては、争点(2)についての被告の主張記載のとおりである。

イ 原告甲の平成 11 年分所得税の額について

原告会社の平成 11 年分所得税の額は、以下のとおりとなり、原告甲に対する本件更正処分等は適法である。

(ア) 申告総所得金額 1105 万 2680 円

原告甲の平成 11 年分の所得税の確定申告書における総所得金額は、下記(イ)の営業所得金額 268 万 2680 円と下記(ウ)の給与所得金額 837 万円との合計額である。

(イ) 営業所得金額 268 万 2680 円

営業所得金額は、平成 11 年中にホテル K の宿泊料として受領した 694 万 5636 円、ホテルの飲料収入として受領した 42 万 8197 円及び雑収入等による収入 5 万 2252 円の合計金額 742 万 6085 円から、売上原価 23 万 7361 円を差し引いた金額 718 万 8724 円から平成 11 年中の経費合計額 450 万 6044 円を差し引いた金額 268 万 2680 円である。

(ウ) 給与所得金額 837 万円

給与所得金額は、原告会社から受領した役員報酬の額 1000 万円と B 共同組

合から受領した役員報酬60万円との合計額1060万円から所得税法28条2項の規定に基づき給与所得控除額を控除した金額837万円である。

(エ) 申告納税額 73万1200円

原告甲が平成11年分の所得税の確定申告において申告した申告納税額は73万1200円である。

(オ) 更正処分による総所得金額に加算される賞与金額

2909万0072円

原告会社がB共同組合から受け取った額面額2909万0072円の約束手形を、原告甲が平成11年3月に原告甲名義の普通預金口座で取り立てていることから、原告会社からの賞与と認定された金額2909万0072円である。

(カ) 総所得金額 3868万8248円

総所得金額は、(オ)の更正処分による総所得金額に加算される賞与金額2909万0072円と(ウ)の役員報酬合計額1060万円との合計金額3969万0072円から、所得税法28条2項の規定に基づき、給与所得控除を控除した金額3600万5568円と(イ)の営業所得金額268万2680円との合計金額3868万8248円となる。

(キ) 所得控除の金額 118万8939円

原告甲が平成11年分の所得税の確定申告書において申告した所得控除の金額は、社会保険料控除の金額80万8939円と基礎控除の金額38万円との合計額118万8939円である。

(ク) 課税総所得金額 3749万9000円

課税総所得金額は、(カ)の総所得金額3868万8248円から、(キ)の所得控除の金額118万8939円を差し引いた金額3749万9000円(通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。)となる。

(ケ) 課税される所得金額に対する税額 1138万4630円

所得税法89条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の規定により(ク)の課税総所得金額3749万9000円に対する所得税の額を計算すると、課税総所得金額のうち330万円以下の金額に100分の10の割合を乗じて計算した金額33万円、課税総所得金額のうち330万円を超えて900万円以下の金額に100分の20の割合を乗じて計算した金額114万円、課税総所得金額のうち900万円を超えて1800万円以下の金額に100分の30の割合を乗じて計算した金額270万円、課税総所得金額のうち1800万円を超える金額に100分の37(所得税法においては100分の40と規定されているが、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」(平成11年法律第8号(平成18年法律第10号により廃止)。以下「負担軽減措置法」という。)4条により100分の37となる。)の割合を乗じた金額721万4630円の合計額1138万4630円である。

(コ) 更正処分により納付すべき税額 74万6300円

更正処分により納付すべき税額は、(ケ)の課税される所得金額に対する税額1

138万4630円から、負担軽減措置法6条2項の規定により定率減税額25万円と(ウ)及び(オ)の各役員報酬等の合計額3969万0072円に係る源泉徴収された所得税の額965万7064円との合計額990万7064円を差し引いた金額147万7500円(通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。)から(エ)の申告納税額73万1200円を差し引いた金額74万6300円である。

(サ) 平成11年分の所得税に係る過少申告加算税の額 7万4000円

過少申告加算税は、(コ)の更正処分により納付すべき税額74万円(1万円未満を切り捨てたもの。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額である(通則法65条1項)。

(原告甲の主張)

ア 原告甲に対する本件更正処分

争点(3)についての原告会社の主張記載のとおり、本件各法人税更正処分は違法であることから、これと関連してされた原告会社に対する本件納税告知処分も違法である。

また、原告甲に対する本件更正処分は、本件納税告知処分等に関連する処分であり、当然その正当性はない。

イ 原告甲に対する過少申告加算税の賦課決定処分

原告甲に対する過少申告加算税の賦課決定処分についても、争点(3)についての原告会社の主張イ記載のとおり、調査時点において、帳簿、証ひょう類の提示等を行っており、仮装や隠ぺいの事実はない。

第3 当裁判所の判断

1 本件青色申告承認取消処分の適法性(争点(1))について

(1) 原告会社が処分行政庁から青色申告書の提出承認を受けていたこと、原告会社は、平成11年3月期及び平成12年3月期の法人税について、各法定申告期限までに青色申告書による確定申告をし、処分行政庁が、平成14年6月26日付けで、平成11年3月期以後の原告会社に係る法人税の青色申告承認取消処分(本件青色申告承認取消処分)をしたことは、前提事実(1)ないし(3)記載のとおりである。

処分行政庁は、本件青色申告承認取消処分に係る本件取消通知書において、同取消しの理由として、①B組合(これがB共同組合を指すことは明白であり、理由附記不備の違法がないことは、後記認定のとおり。)との取引(売上高)、②Cとの取引(主要材料費)、③Dとの取引(賃借料・外注加工費・修繕費)、④Eとの取引(外注加工費)、及び、⑤原告会社の無限責任社員原告甲の短期借入金の5項目を挙げており(前提事実(4))、本訴における本件青色申告承認取消処分の適法性を基礎付ける被告の主張もこれと同様である。

以下、本件青色申告承認取消処分の適法性について検討する。

ア B共同組合との取引(売上高)について

(ア) 平成11年3月期における原告会社のB共同組合に対する売上高が4億0023万5930円であるのに対し、原告会社の帳簿書類に記載されている売上高が3億0643万1187円であり、その差額9380万4743円が売上高

に計上されていないことは、当事者間に争いがない。

この点、原告会社は、上記のような差額が生じたのは、当時の経理担当者及び依頼していた税理士から帳簿等の返還がされず、やむなく、原告会社において記載していた出荷実績表を集計し、決算書作成に至ったことによるのであって、故意に売上金額を過少にしたものではない旨主張する。

【判示(1)】

しかしながら、この点、かつて原告会社に税理士として関与していた税理士L（以下「L税理士」という。）は、沖縄国税事務所の国税訟務官による聴取に対し、原告会社には平成11年2月まで税理士として関与していた、日々の取引については、原告会社の経理担当者にTKCの会計伝票（3枚複写で、1枚の会計伝票と2枚の補助元帳からなるもの）を作成してもらい、その会計伝票を毎月回収し、L税理士の事務所でコンピュータに入力していた、入力が終わった会計伝票はすべて原告会社に返していた、原告会社から会計伝票以外の帳簿を預かることは一切なかった、原告会社の無限責任社員である原告甲から、平成11年3月10日に、同年2月末日をもって顧問契約を解除するとして、顧問契約を打ち切られた、原告会社への関与をやめた平成11年2月までの会計伝票はすべて原告会社に返している、L税理士は原告会社の平成11年3月期の税務申告には関与しておらず、同申告に関し、原告会社から、原告会社の帳簿書類又は決算データを提供してほしい旨の要請もなかった旨の供述をしている（乙50、60）。これに対し、原告甲の供述は、L税理士に対し、帳簿を返してくれと言ったと思うが、薄々しか分からない、何を返してくださいと言ったかも記憶していない、平成11年3月期の申告も税理士任せだから記憶にもない、同申告はL税理士から引き継いだP税理士がしたと思うが、どのようにして申告したかは覚えていない（原告会社代表者兼原告甲本人（以下、単に「原告甲本人」という。))などと、あいまいなものであって、上記原告会社が主張するような事実関係を認めることはできない。

そして、証拠（乙19、20）によれば、B共同組合から原告会社に対し、毎月2回（毎月1日から15日までの分と16日から月末までの分）、「売上・仕入・支払明細書」が送付されており、原告会社の総勘定元帳（売掛金）にも、計上されなかったものを除いては、上記「売上・仕入・支払明細書」と同額の計上が行われていること、原告会社のB共同組合への売上げは、上記「売上・仕入・支払明細書」が送付されてくる各半月ごとに常に存したにもかかわらず、平成10年6月16日から同月30日までの取引期間については424万1349円、同年12月1日から同月15日までの取引期間については3095万2446円、同月16日から同月31日までの取引期間については2379万9741円、平成11年2月1日から同月15日までの取引期間については3481万1207円がいずれも未計上となっており、これら各取引期間に係るB共同組合への売上げの計上はないこと、これら未計上額の合計は9380万4743円となり、この未計上額は、平成11年3月期の売上合計4億0023万5930円の約23.4パーセントにも達することがそれぞれ認められる。

これらからすると、原告会社は、B共同組合との取引内容を認識しながら、平

成11年3月期におけるB共同組合との取引（売上げ）の一部を隠ぺいして総勘定元帳に記載をしたものと認めるのが相当である。

(イ) 本件青色申告承認取消処分に係る取消通知書（本件取消通知書）には、同取消処分の基因となった事実として、「B組合（B組合）との取引（売上高）」と記載されていることは、前提事実(4)記載のとおりであるところ、原告会社は、本件取消通知書に原告会社との間の取引の相手方として記載された「B組合」（B組合）は存在せず、処分理由に虚偽や理由附記の不備があるなどとして、本件青色申告承認取消処分は違法である旨主張する。

そこで検討するに、税務署長が青色申告書提出承認取消しの処分（法人税法127条1項）をする場合、当該法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない、その書面には、同取消処分の基因となった事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない（平成12年法律第96号による改正前の同条2項（同改正後の同条3項））。このように、青色申告承認取消通知書に理由の附記が命じられているのは、承認の取消しが同承認を得た法人に認められる納税上の種々の特典（前5事業年度内（平成16年法律第14号による改正前の法人税法57条1項）の欠損金額の繰越し、推計課税の禁止、更正理由の附記等）をなく奪する不利益処分であることにかんがみ、取消事由の有無についての処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、取消しの理由を処分の相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためであって、そこにおいて要求される附記の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得る程度のもので足りる（最高裁判所昭和●●年（〇〇）第●●号同49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）。

【判示(2)】

これを本件についてみるに、原告会社とB共同組合との取引の内容は(ア)記載のとおりであって、平成11年3月期には4億円余の取引（原告会社の売上げ）があり、B共同組合から原告会社に対し、毎月2回（毎月1日から15日までの分と16日から月末までの分）、「売上・仕入・支払明細書」が送付されており、原告会社においても、計上を除外したものを除いては、総勘定元帳（売掛金）に上記「売上・仕入・支払明細書」と同額の計上がされているところである。そして、証拠（乙19）によれば、原告会社自身、その総勘定元帳に記載するに際し、しばしば「コンクリートB組合」と記載していることが認められる。また、本件取消通知書の記載内容も、前提事実(4)ア記載のとおり、平成11年3月期の原告会社とB共同組合との取引内容を詳細に記載し、その内容を示すものとして、平成10年4月から平成11年3月まで、各月前半（1日から15日まで）と後半（16日から月末まで）の各取引期間ごとの、原告売上高計上年月日、原告売上高計上額、B組合の計上額及び原告売上高未計上額をそれぞれ一覧表の形で示すなどしているのであって、証拠（乙6、19、20）によれば、同一覧表の記載内容は、B共同組合から原告会社に送付される「売上・仕入・支払明細書」及び原告会社の総勘定元帳の記載内容に沿うものであることが認められる。さらに、

【判示(3)】

原告甲自身、B組合という組織はない旨供述し、また、B共同組合のことを、いつも「組合」としか言わない旨供述している（原告甲本人）。これらからすれば、本件取消通知書の記載内容から、同通知書に記載された「B組合」との記載が、B共同組合を指すことは、本件取消通知書の交付を受けた原告会社にとって極めて容易に了知できるものであり、このような極めて明白な誤記をもって、本件青色申告承認取消処分について、理由附記不備の瑕疵が存するものということは到底できない。

また、上記のとおり、本件青色申告承認取消処分は、原告会社とB共同組合との取引に係る売上計上除外を1つの理由としていることは明らかであるから、これが原告会社とB組合との虚偽の取引を根拠とするものであるとして、その違法をいう原告会社の主張は失当である。

イ Cとの取引（主要材料費）について

Cに対する主要材料費として計上した2279万6922円の取引の事実がなかったことは、当事者間に争いが無い。

そして、原告会社自身、この点について、予定していた材料仕入れが履行前に取り消されたものである旨主張するところである。

【判示(4)】

この点、原告会社は、処理方法は、前税理士と相談の上で行った旨主張し、原告甲の陳述書（甲1）には、これに沿う記載がある。しかしながら、原告甲は、その本人尋問において、税理士から、税務申告のときの手続について、何か言われたかどうか覚えていない、上記陳述書の記載内容についても記憶がない旨供述しており（原告甲本人）、これら原告甲の供述内容に照らせば、Cに対する主要材料費の計上が、税理士の指導助言に基づいてされたものということとはできず、同計上は、取引事実のない金額を主要材料費とするために仮装の経理処理を行ったものと認めるのが相当である。

ウ Dとの取引（賃借料・外注加工費・修繕費）について

原告会社が、平成11年3月31日にDとの取引として、①賃借料1144万5000円、②外注加工費1159万2000円、③修繕費2225万0970円を帳簿書類に計上していることは、原告らも特に争っていない。そして、これら計上について、被告は、取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない旨主張するのに対し、原告会社は、取引の事実はあるとし、また、支払を行っていないのには正当な理由がある旨主張している。

【判示(5)】

そこで検討するに、Dの代表取締役であり、原告甲の二男であるQは、沖縄国税事務所の財務事務官からの質問に対し、原告会社との平成10年4月以降の取引の内容は、同聴取書（乙37）添付の請求書のとおりであって、それ以外にはなく、原告会社が計上している上記賃借料、外注加工費及び修繕費についての請求はない旨応答している（乙37）。これに対し、原告甲は、上記原告会社の主張に沿う陳述ないし供述をする（甲1、原告甲本人）ものの、同計上に係る取引が存したことを裏付けるような資料の提出はせず、経理を行っていた丙が作成していた原告会社の帳簿は、丙による不正経理が発覚したため、腹が立って、平成14年ないし平成15年の台風の時に焼却した（陳述書（甲1）では平成15年と記載。本人尋問で

は、いずれかは記憶にないとする。)とする(甲1、乙23、24、原告甲本人)。しかしながら、丙による不正経理が発覚したというのであれば、その不正経理を証する帳簿等を焼却するとは考え難いところであって、これを焼却したとする原告甲の上記陳述や供述等は、到底信用できない。

以上からすると、Dとの取引として原告会社が平成11年3月31日に計上した上記賃料、外注加工費及び修繕費に係る取引の事実はなく、したがって、その支払もされておらず、原告会社は、これらについて仮装の経理処理を行ったものと認めるのが相当である。

エ Eに対する外注加工費について

原告会社が、平成11年3月31日にE(乙が個人として運送業を営むに当たり使用する名称)に対する配送委託費として、合計1625万4945円を帳簿書類の外注加工費勘定に計上していることは、原告らも特に争っていない。そして、これら計上について、被告は、取引の事実はなく、金銭の支払等がされた事実もない旨主張するのに対し、原告会社は、取引(運送)の事実があり、対価の支払もある旨主張している。

そこで検討するに、Eを営んでいた乙は、平成10年12月2日に死亡しており、また、乙は、遅くとも平成6年ころからは、アルコール中毒で仕事ができず、運送業はしていなかったところ(乙22)、原告会社は、代表者の乙に代わり、丁が中心となって、Eの業務を行っていた旨主張し、これに沿う陳述ないし供述をする(甲1、原告甲本人)。

しかしながら、丁は、沖縄国税事務所の国税訟務官に対し、平成10年10月までGないしE(なお、Gの実質的経営者は原告甲であり、Eも、原告甲が名義を買ったものである。)で働いていたが、その間、毎月20万円程度の給料をもらっていたのみで、原告会社から、平成10年4月及び同年10月から平成11年3月までの7か月間で約1600万円もの支払を受けたことはない、平成10年10月にはG(E)を辞めており、その後にEの仕事を請けることができるはずがない旨申述する(乙54)のに対し、原告会社からは、上記計上に係る取引が存したことを裏付けるような資料の提出はなく、かえって、原告甲は、Eないし丁からの請求書や領収証等は焼却したなどと不自然な供述をするところであって(原告甲本人)、上記原告甲の陳述ないし供述は信用できない。

【判示(6)】

以上からすると、Eに対する配送委託費として原告会社が平成11年3月31日に計上した外注加工費に係る取引の事実はなく、したがって、その支払もされておらず、原告会社は、これらについて仮装の経理処理を行ったものと認めるのが相当である。

オ 原告会社の無限責任社員原告甲の短期借入金について

被告は、平成11年3月31日に計上された原告甲名義の短期借入金7336万6485円は、原告会社の帳簿書類が取引の発生の都度に記載されておらず、また、売掛金、受取手形、買掛金、支払手形勘定等の記帳額が取引に基づく正確な金額でないことから、平成11年3月期の事業年度終了時における貸借の金額に不一致が生じ、その調整を図る目的で計上したものと認められ、全く実態のないものである

旨主張するところ、この点については、原告会社は特に争っていない。

(2) 以上検討したところによれば、原告会社は、平成11年3月期に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存を法人税法施行規則55条2項で定めるところに従って行わず（法人税法127条1項1号）、また、平成11年3月期に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載した（同項3号）ものと認められるから、処分行政庁がした本件青色申告承認取消処分は適法である。

2 本件各法人税更正処分及び法人税に係る本件各重加算税賦課決定処分の適法性（争点(3)）について

(1) 平成11年3月期の本件法人税更正処分等について

ア 平成11年3月期の本件法人税更正処分について

(ア) B共同組合に係る売上除外について

1 (1)ア(ア)記載のとおり、平成11年3月期における原告会社のB共同組合に対する売上高が4億0023万5930円であるのに対し、原告会社の帳簿書類に記載されている売上高が3億0643万1187円であり、その差額9380万4743円が売上高に計上されず、売上げから除外されている。

(イ) 修正仕分否認分について

原告会社が、平成11年3月31日、総勘定元帳（売上高）の同日付け「摘要」欄の「売上高修正（現場実績表より）」との記載を根拠に、売上高3845万9075円を減額した経理処理を行っていることは、原告会社も特に争っていない。

【判示(7)】

この点につき、原告会社からは、このような経理処理を根拠付ける資料が何ら提出されておらず、また、原告甲は、経理担当者であった丙とのトラブルのため、現場実績表等の書類はないなどとあいまいかつ不自然な説明をするのみであるから（乙24）、上記売上高3845万9075円の減額処理も実体を伴わずに根拠なく行われたものと認めるのが相当である。

(ウ) Cに対する主要材料費について

1 (1)イ記載のとおり、Cに対する主要材料費として2279万6922円が架空計上されている。

(エ) Dに対する賃借料、外注加工費及び修繕費について

1 (1)ウ記載のとおり、平成11年3月31日にDとの取引として、①賃借料1144万5000円、②外注加工費1159万2000円、③修繕費2225万0970円が架空計上されている。

(オ) Eに対する外注加工費について

1 (1)エ記載のとおり、平成11年3月31日にEに対する外注加工費として、合計1625万4945円が架空計上されている。

(カ) 以上の(ア)ないし(オ)に加え、平成11年3月期の原告会社による法人税の申告内容（前提事実(2)）及び弁論の全趣旨によれば、平成11年3月期の原告会社の法人税の額は、以下のとおりとなるから、処分行政庁が原告会社に対してした平成11年3月期の本件法人税更正処分は適法である。

a 申告所得金額 2153万2006円

原告会社が平成11年3月期の確定申告において申告した所得金額は、2

153万2006円である。

- b 更正処分の申告所得金額への加算金額 2億1309万6655円
更正処分の申告所得金額への加算金額は、以下の(a)ないし(e)の金額を合計した2億1309万6655円となる。
- | | |
|-------------------------|--------------|
| (a) 売上除外による売上計上漏れ | 1億3226万3818円 |
| (b) 主要材料費の架空計上 | 2279万6922円 |
| (c) 賃借料の架空計上 | 1144万5000円 |
| (d) 外注加工費の架空計上 (以下の①-②) | 2433万9945円 |
| ① 外注加工費の架空計上否認 | 2784万6945円 |
| 内訳：Eとの間の取引分 | 1625万4945円 |
| Dとの間の取引分 | 1159万2000円 |
| ② 外注加工費の容認 (D) | △350万7000円 |
| (e) 修繕費の架空計上 | 2225万0970円 |
- c 所得金額 2億3462万8661円
所得金額は、a及びbの金額を合計した2億3462万8661円となる。
- d 法人税の額 8018万6660円
法人税の額は、法人税法66条の規定により、cの所得金額2億3462万8000円(通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。)に対し、うち800万円に100分の25の税率を乗じて計算した金額200万円と、残額2億2662万8000円に100分の34.5の税率を乗じて計算した金額7818万6660円とを合計した8018万6660円となる。
- e 課税留保金に対する税額 260万2000円
課税留保金に対する税額は、法人税法67条の規定により、法人税別表三(一)「同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」を使用して計算した平成11年3月期の課税留保金額2602万円に、100分の10の税率(課税留保金額が3000万円以下の場合の税率)を乗じて計算した金額260万2000円となる。
- f 所得税額の控除額 6279円
法人が各事業年度において所得税法174条の規定により源泉徴収された利子又は配当等の支払を受ける場合に、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより法人税の額から控除される(法人税法68条1項)ところ、原告会社が平成11年3月期において源泉徴収された利子又は配当等について受けた支払に係る所得税の額は6279円であり、同額がdの法人税の額から控除される。
- g 更正処分により納付すべき法人税額 7612万0100円
更正処分により納付すべき法人税額は、dの金額に、eの金額を加算し、fの金額を減算した8278万2300円(通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。)から、差引所得に対する法人税額666万2200円を差し引いた7612万0100円である。

イ 平成11年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分について

重加算税は、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したとき等に課されるものであるところ（通則法68条）、1(1)及び2(1)アで認定したところによれば、原告会社の平成11年3月期におけるB共同組合に係る売上除外、売上高修正（現場実績表より）を根拠とする売上高の減額処理、Cに対する主要材料費の架空計上、Dに対する賃借料、外注加工費及び修繕費の架空計上並びにEに対する外注加工費の架空計上は、いずれも、当該事業年度における売上の一部を除外して帳簿書類に記載せず、又は帳簿書類に虚偽の支出を記載したものであって、かかる原告会社の行為は、法人税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装に該当するものと認められる。

そして、ア記載の平成11年3月期における原告会社の法人税の過少申告額に照らせば、重加算税の額は、ア記載の法人税の更正処分により納付すべき税額7612万0100円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額7612万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額2664万2000円となる（通則法68条1項）から、処分行政庁が原告会社に対してした平成11年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分は適法である。

(2) 平成12年3月期の本件法人税更正処分等について

ア 平成12年3月期の本件法人税更正処分について

(ア) B共同組合に係る売上繰延べについて

証拠（乙38、39）によれば、平成12年3月期における原告会社とB共同組合との取引のうち、①平成11年12月16日ないし同月31日取引分の2499万5744円（税込み）、②平成12年1月16日ないし同月31日取引分の3480万3489円（税込み）、③同年2月1日ないし同月15日取引分の4012万3419円（税込み）、④同年3月16日ないし同月31日取引分の3192万9240円（税込み）の合計1億3185万1892円（税抜き金額1億2557万3230円）の取引分について、平成12年3月期の売上に計上せず、翌事業年度である平成13年3月期の売上げとして繰延べ計上していることが認められる。

そして、証拠（乙20、38、39、41）によれば、B共同組合から原告会社に対し、毎月2回（毎月1日から15日までの分と16日から月末までの分）、「売上・仕入・支払明細書」が送付されており、原告会社のB共同組合への売上げは、上記「売上・仕入・支払明細書」が送付されてくる各半月ごとに常に存したにもかかわらず、上記認定の各取引分については、平成12年3月期には、これら各取引期間に係るB共同組合への売上げの計上がされていないこと、これら売上繰延べの合計額は1億3185万1892円と多額にのぼっていること、原告会社の経理担当者（M）は、原告会社とB共同組合との平成12年3月期の取引内容を一覧表にした売上表（同売上表の記載内容は、上記「売上・仕入・支払明細書」にほぼ沿うものであり、いずれの取引期間についてもB共同組合に対す

る売上げが記載されている。)を所持していたことがそれぞれ認められる。

【判示(8)】

これらからすると、原告会社は、B共同組合との取引内容を認識しながら、平成12年3月期におけるB共同組合との取引(売上げ)について、利益調整のため、意図的に過少計上し、平成13年3月期に繰延べしたものと認めるのが相当である。

(イ) 紛失手形相殺について

原告会社が、平成11年4月30日付けで、総勘定元帳(売上高)に「紛失手形 二重計上取消」と記載し、相手勘定を「短期貸付金」として、売上高1113万4078円(税抜き金額は1060万3884円)を減額処理していることは、原告会社も特に争っていない。

【判示(9)】

そして、原告会社は、平成11年3月期以前に受取手形が二重に計上されていたこと及び当該受取手形に対応する売上高が平成11年3月期以前に二重に計上されていたことを示す根拠を何ら示しておらず、その他、上記経理処理を行った理由についての説明もされていない。

以上によれば、原告会社の上記経理処理は、売上高の減少のためにされた架空の経理処理を行ったものと認めるのが相当である。

(ウ) 戊に対する賃借料について

平成12年3月期における原告会社の戊に対する賃借料495万2381円(税抜き金額。税込み金額は520万円)が計上されていることは、原告会社も特に争っていない。

この点、原告会社は、戊に対する同支払は、賃借料の支払ではなく資産の購入(燃料備蓄用のタンクローリー)であって、消防法との兼ね合いで購入と記載はできないと判断したため、勘定科目を変えて処理したものである旨主張する。

しかしながら、資産の購入と賃借とは明らかに内容を異にするものであって、資産(タンクローリー)を購入しながら、消防法との兼ね合いで購入できないため、賃借として処理したとの原告会社の主張は容易に信用し難いものというほかない。そして、戊名義の原告会社に対する平成12年3月31日付けの520万円の請求書(乙25)と平成13年3月31日付けの480万円の請求書(乙27)が存するものの、戊(原告会社経理担当者のMの弟)は、沖縄国税事務所の国税実査官からの電話聴取に対し、タンクローリーを所有していたことはないし、タンクローリーの賃借料として上記各請求書を作成したことも、同請求書に係る金員を受け取ったこともない旨述べている(乙52)。

【判示(10)】

以上からすれば、戊から原告会社に対するタンクローリーの売却も賃貸も存しないものというべきであり、上記各請求書も架空の請求書であって、上記賃借料は架空計上されたものと認めるのが相当である。

なお、原告会社は、一時の損金算入は認められないとしても、減価償却限度額相当額は損金に算入されるべきである旨主張するが、上記のとおり、戊からのタンクローリーの購入自体認められないのであるから、原告会社の同主張は、その余の点について判断するまでもなく、その前提を欠くものであって、失当である。

(エ) Hに対する賃借料について

平成12年3月31日付けで、原告会社のHに対する賃借料800万円（税抜き金額）の計上がされていることは、原告会社も特に争っていない。

この点、原告会社は、原告会社工場内に砕石コンビナートを設置、移転する業務をHに依頼したものであって、Hに対する賃借料は、Hにクレーン、スカイマスター等での作業を依頼した対価である、取引の事実もあり、金銭の支払もある旨主張し、原告甲はこれに沿う陳述ないし供述をする（甲1、原告甲本人）。

そこで検討するに、Hの原告会社に対する平成12年3月31日付けのクレーン車の賃借料に係る840万円の請求書及びHの原告会社に対する平成13年3月30日付けのリース料としての200万円、240万円、200万円及び200万円の各領収証（合計840万円）が存在する（乙30号証の添付資料）。

【判示(11)】

しかしながら、この点、Iは、沖縄国税事務所の担当官からの聴取に対し、Hは平成3年5月から休業状態である、会社を乗っ取られてからは、HとしてもI個人としても、プラント設備や重機などの車両は一切所有していない、原告会社にクレーン車などの重機をリースしたことはない、上記請求書や領収証をHで作成したことはない、Hの社印等を原告会社（経理担当のM）に預けていたことがあり、上記請求書や領収証は原告会社が勝手に作成したものである旨の申述をしている（乙30、53、61）。

これに対し、原告会社の主張自体、訴状においては、現実に賃借している物件（水中ポンプ、クレーン、スカイマスター）があり、当該物件に係る賃借料である旨主張していたのが、その後、2006年（平成18年）7月13日付けの原告らの準備書面(3)で、Hに対する賃借料は、Hにクレーン、スカイマスター等での作業を依頼した対価である旨の主張がされているところであって、主張の変遷がみられること、上記請求書や領収証に顕出されているHの社印及び社判（ゴム印）についても、原告らは、現在も預かっている社印及び社判は、上記請求書や領収証に顕出された社印及び社判とは異なるものであることを証する報告書（甲2）を提出するものの、上記請求書や領収証に顕出されているHの社印や社判に関する原告甲の供述は、あいまいなものであって、原告会社においてHに関する書類に印鑑を押すかどうか、経理担当者に聞かなければ分からない旨供述している（原告甲本人）。

これらからすれば、原告会社がHに対して、クレーン等の重機を賃借し、あるいは、これら重機を使用しての作業を依頼していたものとは認められず、賃借料として840万円が支払われた事実は存しないものであって、同賃借料は架空計上されたものと認めるのが相当である。

(オ) Jに対する外注加工費について

証拠(乙3、43)及び弁論の全趣旨によれば、原告会社は、総勘定、元帳（外注加工費）に、平成12年3月31日付けで、Oに対するクラッシャー移設工事費3240万円を、相手科目を「買掛金」として借方に記載し、確定申告を行っていること、これに対し、処分行政庁において、Oに対するクラッシャー移設工事の依頼も、これに係る費用の支払も認められないとして、上記外注加工費の計上を否認したところ、原告会社において、Jに対し、クラッシャー移設工事を依

頼し、現に費用も支払っているとの主張がされていることが認められる。

そこで検討するに、原告甲は、上記原告会社の主張に沿う陳述ないし供述をするところ（甲1、原告甲本人）、Jの原告会社に対する、クラッシャー移動費用（基礎工事）としての平成12年4月から同年5月にかけての計4枚の領収証（合計3240万円）が存在し（乙49の1ないし4）、さらに、J代表者のNは、沖縄国税事務所の国税訟務官による電話聴取に対し、原告会社から依頼されてクラッシャー移設工事を行い、工事代金も受領した旨述べている（乙56）。

【判示(12)】

しかしながら、上記認定事実に照らせば、原告会社の主張を前提とすると、当初Oに対してクラッシャー移設工事の依頼をし、そのため、Oに対するクラッシャー移設工事費が外注加工費として計上されたものの、その後、Oに代わってJがクラッシャー移設工事を行い、Jに対し同移設工事費が支払われたことになる。と解されるところ、Oの原告会社に対するクラッシャー移設費用（基礎工事）としての平成12年4月から同年5月にかけての計4枚の領収証（合計3240万円）（乙45の1ないし4）や、発行名義人の記載がない、クラッシャー移設費用（基礎工事）としての平成12年4月から同年5月にかけての計4枚の領収証（合計3240万円）（乙46の1ないし4）や、発行名義人及び発行日付の記載がない、クラッシャー移設基礎工事契約金としての900万円の領収証（乙47）がそれぞれ存在するところであって、クラッシャー移設工事費用に係る領収証の存在をもって、一概に同工事費用が支払われたものとは認め難い。また、上記Nの応答の内容（乙56）も、クラッシャー移設工事の内容は古くははっきりと覚えていない、領収証に書いてあるならそうなんじゃないか、はっきり分らないといった極めてあいまいな応答に終始している。さらに、Jは、資材等に係る数万円ないし数十万円の取引についても、原告会社に対し請求書を発行している（乙57）のに対し、3240万円ものクラッシャー移設工事について契約書も請求書も作成していない（乙56）というのは不自然である。また、原告甲は、Jが行った工事に不具合があり、クラッシャーが使えなくなった旨供述するところ（原告甲本人）、そうであれば、Jに対する移設工事費の支払についても少なくとも一部は留保するものと解されるところ、上記のとおり全額を支払ったというのであり、しかも、原告甲は、このように不具合があったにもかかわらず全額を支払った理由について、説得的な説明をしていない（原告甲本人）。

以上検討の結果によれば、原告会社がJに対してクラッシャー移設工事を依頼したものとは認められず、原告会社からJに対する3240万円の支払の事実も存しないものであって、同移設工事費は架空計上されたものと認めるのが相当である。

(カ) このほか、原告会社は、処分行政庁の調査手続に違法があった旨なども主張するが、本件各証拠によっても処分行政庁の調査手続に瑕疵があることをうかがわせる事情は認められず、原告会社の同主張は理由がない。

(キ) 以上の(ア)ないし(カ)に加え、平成12年3月期の原告会社による法人税の申告内容（前提事実(2)）及び弁論の全趣旨によれば、平成12年3月期の原告会社の法人税の額は、以下のとおりとなるから、処分行政庁が原告会社に対して

した平成12年3月期の本件法人税更正処分は適法である。

a 申告所得金額 2078万6903円

原告会社が平成12年3月期の確定申告において申告した所得金額は、2078万6903円である。

b 更正処分の申告所得金額への加算金額 1億1384万2655円

更正処分の申告所得金額への加算金額は、以下の(a)ないし(g)の金額を合計した1億1384万2655円となる。なお、平成12年3月期において、原告会社は、税抜き処理をしており、以下の各金額も税抜き金額である。

(a) 売上繰延べによる売上計上漏れ 1億2557万3230円

(b) 売上除外による売上計上漏れ 1060万3884円

(c) 売上過大計上 △3708万8038円

(d) 賃借料の架空計上 1295万2381円

内訳：戊との間の取引分 495万2381円

Hとの間の取引分 800万円

(e) 外注加工費の架空計上（以下の①－②） 2524万1643円

① 外注加工費の架空計上否認 3085万7143円

② 外注加工費の容認 △561万5500円

(f) 営業外収益・雑収入 55円

(g) 事業税認定損 △2344万0500円

c 所得金額 1億3462万9558円

所得金額は、a及びbの金額を合計した1億3462万9558円となる。

d 法人税の額 3974万8700円

法人税の額は、法人税法66条、負担軽減措置法16条の規定により、cの所得金額1億3462万9000円（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。以下同じ。）に対し、うち800万円に100分の22の税率を乗じて計算した金額176万円と、残額1億2662万9000円に100分の30の税率を乗じて計算した金額3798万8700円とを合計した3974万8700円となる。

e 課税留保金に対する税額 437万6100円

課税留保金に対する税額は、法人税法67条の規定により、法人税別表三(一)「同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」を使用して計算した平成12年3月期の課税留保金額3917万4000円のうち、3000万円以下の金額に100分の10の税率を乗じて計算した金額300万円と、3000万円を超えて1億円以下の金額917万4000円に100分の15の税率を乗じて計算した金額137万6100円との合計金額437万6100円となる。

f 所得税額の控除額 8万2490円

法人が各事業年度において所得税法174条の規定により源泉徴収された利子又は配当等の支払を受ける場合に、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより法人税の額から控除される（法人

税法68条1項) ところ、原告会社が平成12年3月期において源泉徴収された利子又は配当等について受けた支払に係る所得税の額は8万2490円であり、同額がdの法人税の額から控除される。

g 更正処分により納付すべき法人税額 3852万9000円

更正処分により納付すべき法人税額は、dの金額に、eの金額を加算し、fの金額を減算した4404万2300円(100円未満の端数を切り捨てたもの)から、差引所得に対する法人税額551万3300円を差し引いた3852万9000円となる。

イ 平成12年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分について

アで認定したところによれば、原告会社の平成12年3月期におけるB共同組合に係る売上繰延べ、紛失手形相殺に係る架空の経理処理、戊及びHに対する各賃借料の架空計上並びにJに対する外注加工費の架空計上は、いずれも、当該事業年度における売上げの一部を除外して帳簿書類に記載せず、又は帳簿書類に虚偽の支出を記載したものであって、かかる原告会社の行為は、法人税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装に該当するものと認められる。

そして、ア記載の平成12年3月期における原告会社の法人税の過少申告額に照らせば、重加算税の額は、ア記載の法人税の更正処分により納付すべき税額3852万9000円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額3852万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額1348万2000円となる(通則法68条1項)から、処分行政庁が原告会社に対してした平成12年3月期の法人税に係る本件重加算税賦課決定処分は適法である。

3 本件各消費税等更正処分及び消費税等に係る本件各重加算税賦課決定処分の適法性(争点(4))について

(1) 平成11年3月期の本件消費税等更正処分等について

ア 平成11年3月期の本件消費税等更正処分について

2(1)アで認定した平成11年3月期の原告会社に係る法人税の内容に加え、平成11年3月期の原告会社による消費税等の申告内容(前提事実(2))及び弁論の全趣旨によれば、平成11年3月期の課税期間に係る原告会社の消費税等の内容は、以下のとおりと認められ、処分行政庁が原告会社に対してした平成11年3月期の本件消費税等更正処分は適法である。

(ア) 申告による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)

5億2371万7314円

原告会社が、平成11年3月期の課税期間の確定申告において申告した課税標準額4億9877万8000円の基になった課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)は、5億2371万7314円である。

(イ) 更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額

1億3226万3818円

更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額は、売上除外による売上計上漏れ1億3226万3818円(税込み金額)となる。

(ウ) 課税標準額

6億2474万3000円

消費税の課税標準額は、(ア)の申告による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)5億2371万7314円と(イ)の更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額1億3226万3818円との合計金額6億5598万1132円から、消費税等相当額を控除した金額6億2474万3000円(課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)に105分の100を乗じて計算したもの。)(通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。)となる。

(エ) 課税標準に対する消費税額 2498万9720円

消費税法29条の規定により、(ウ)の課税標準額6億2474万3000円に100分の4の税率を乗じて計算した金額2498万9720円となる。

(オ) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)

3億9002万4837円

原告会社が、確定申告において申告した控除対象仕入税額1485万8089円の基になった課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)は、3億9002万4837円となる。

(カ) 更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額 8083万2837円

更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額は、次のaないしdの合計金額8083万2837円となる。

a 主要材料費の架空計上 2279万6922円

b 賃借料の架空計上 1144万5000円

c 外注加工費の架空計上(以下の①-②) 2433万9945円

① 外注加工費の架空計上否認 2784万6945円

② 外注加工費の容認 △350万7000円

d 修繕費の架空計上 2225万0970円

(キ) 控除対象仕入税額 1177万8743円

控除対象仕入税額は、(オ)の申告による課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)3億9002万4837円から(カ)の更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額8083万2837円を差し引いた金額3億0919万2000円に105分の4を乗じて計算した金額1177万8743円となる。

(ク) 差引税額 1321万0900円

差引税額は、(エ)の課税標準額に対する消費税額2498万9720円から(キ)の控除対象仕入税額1177万8743円を差し引いた金額1321万0900円(通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。)となる。

(ケ) 譲渡割額 330万2700円

地方消費税の譲渡割額は、(ク)の差引税額1321万0900円に100分の25(地方税法72条の83)を乗じた金額330万2700円となる。

(コ) 消費税及び譲渡割額の合計金額 1651万3600円

消費税及び譲渡割額の合計金額は、(ク)の差引税額1321万0900円と
(ケ)の譲渡割額330万2700円との合計金額1651万3600円となる。
(サ) 更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額

1014万7400円

更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額は、(コ)の消費税及び譲渡割額の合計金額1651万3600円から、原告会社が確定申告において申告した差引税額509万3000円と譲渡割額127万3200円とを差し引いた金額1014万7400円である。

イ 平成11年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分について

平成11年3月期の本件法人税更正処分等についての2(1)記載の検討結果に照らせば、ア記載の平成11年3月期の消費税等の過少申告について、当該事業年度における売上げの一部を除外して帳簿書類に記載せず、又は帳簿書類に虚偽の支出を記載したのものとして、消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装に該当するものと認められる。

そして、ア記載の平成11年3月期における原告会社の消費税等の過少申告額に照らせば、重加算税の額は、ア記載の消費税等の更正処分により納付すべき税額1014万7400円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額1014万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額354万9000円となる(通則法68条1項)から、処分行政庁が原告会社に対してした平成11年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分は適法である。

(2) 平成12年3月期の本件消費税等更正処分等について

ア 平成12年3月期の本件消費税等更正処分について

2(2)アで認定した平成12年3月期の原告会社に係る法人税の内容に加え、平成12年3月期の原告会社による消費税等の申告内容(前提事実(2))及び弁論の全趣旨によれば、平成12年3月期の課税期間に係る原告会社の消費税等の内容は、以下のとおりと認められ、処分行政庁が原告会社に対してした平成12年3月期の本件消費税等更正処分は適法である。

(ア) 申告による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)

5億6884万7306円

原告会社が、平成12年3月期の課税期間の確定申告において申告した課税標準額5億4175万9000円の基になった課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)は、5億6884万7306円である。

(イ) 更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額

1億0404万3530円

更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額は、次のa及びbの合計金額からcの金額を差し引いた金額1億0404万3530円となる。

a 売上繰延べによる売上計上過少額	1億3185万1892円
b 売上除外による売上計上過少額	1113万4078円

- c 売上計上過大額 △3894万2440円
- (ウ) 課税標準額 6億4084万8000円
 消費税の課税標準額は、(ア)の申告による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)5億6884万7306円と(イ)の更正処分による課税資産の譲渡等の対価の額(税込み金額)への加算額1億0404万3530円との合計金額6億7289万0836円から、消費税等相当額を控除した金額6億4084万8000円(1000円未満の端数を切り捨てたもの。)となる。
- (エ) 課税標準に対する消費税額 2563万3920円
 消費税法29条の規定により、(ウ)の課税標準額6億4084万8000円に100分の4の税率を乗じて計算した金額2563万3920円となる。
- (オ) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額) 4億5051万3589円
 原告会社が、確定申告において申告した控除対象仕入税額1716万2422円の基になった課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)は、4億5051万3589円となる。
- (カ) 更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額 3485万3725円
 更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額は、次のa及びbの合計金額からcの金額を差し引いた金額3485万3725円となる。
- a 賃借料の架空計上 1360万円
- b 外注加工費の架空計上(以下の①-②) 2650万3725円
- ① 外注加工費の架空計上否認 3240万円
- ② 外注加工費の容認 △589万6275円
- c 簿外による車輛購入代 △525万円
- (キ) 控除対象仕入税額 1583万4661円
 控除対象仕入税額は、(オ)の申告による課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)4億5051万3589円から(カ)の更正処分により課税仕入れに係る支払対価の額(税込み金額)から減算する金額3485万3725円を差し引いた金額4億1565万9864円に105分の4を乗じて計算した金額1583万4661円となる。
- (ク) 差引税額 952万1900円
 差引税額は、(エ)の課税標準額に対する消費税額2563万3920円から(キ)の控除対象仕入税額1583万4661円と確定申告において申告した貸倒れに係る税額27万7312円とを差し引いた金額952万1900円(1000円未満の端数を切り捨てたもの。)となる。
- (ケ) 譲渡割額 244万1300円
 地方消費税の譲渡割額は、(エ)の課税標準額に対する消費税額2563万3920円から、(キ)の控除対象仕入税額1583万4661円と確定申告において申告した貸倒れに係る税額27万7312円のうち3万3815円(税率4パーセ

ント適用分の金額)とを差し引いた金額976万5400円(通則法119条1項)となるから、譲渡割額は、課税標準額となる消費税額976万5400円に100分の25(地方税法72条の83)を乗じた金額244万1300円となる。

(コ) 消費税及び譲渡割額の合計金額 1196万3200円

消費税及び譲渡割額の合計金額は、(ク)の差引税額952万1900円と(ケ)の譲渡割額244万1300円との合計金額1196万3200円となる。

(サ) 更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額

661万4100円

更正処分により納付すべき消費税及び譲渡割額の合計税額は、(コ)の消費税及び譲渡割額の合計金額1196万3200円から、原告会社が確定申告において申告した差引税額423万0600円と譲渡割額111万8500円とを差し引いた金額661万4100円となる。

イ 平成12年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分について

平成12年3月期の本件法人税更正処分等についての2(2)記載の検討結果に照らせば、ア記載の平成12年3月期の消費税等の過少申告について、当該事業年度における売上げの一部を除外して帳簿書類に記載せず、又は帳簿書類に虚偽の支出を記載したものとして、消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装に該当するものと認められる。

そして、ア記載の平成12年3月期における原告会社の消費税等の過少申告額に照らせば、重加算税の額は、ア記載の消費税等の更正処分により納付すべき税額661万4100円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額661万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額231万3500円となる(通則法68条1項)から、処分行政庁が原告会社に対してした平成12年3月期の消費税等に係る本件重加算税賦課決定処分は適法である。

4 本件納税告知処分等の適法性(争点(5))について

(1) 処分行政庁が、原告会社に対し、平成14年6月26日付けで、原告会社の平成11年3月分の源泉所得税につき、別紙3の「納税告知処分等」欄記載のとおりの本件納税告知処分及び本件不納付加算税賦課決定処分(本件納税告知処分等)をしたことは、前提事実(3)ア記載のとおりである。そして、証拠(乙11)及び弁論の全趣旨によれば、本件納税告知処分等は、原告会社がB共同組合から受け取った額面2909万0072円の約束手形について、原告甲がこれを取り立てた結果、平成11年3月に原告甲名義の普通預金口座に入金されたことにつき、同入金は、原告会社から原告甲に対する賞与の支給と認定できるとしてされたものと認められる。

これに対し、原告会社は、処分行政庁は資金の移動において、借入金の返済とすべきところ当該記載を失念したことをもって賞与と認定しており、事実認定に誤認がある旨主張する。

【判示(13)】

そこで検討するに、証拠(乙17、19、20)によれば、原告会社のB共同組合に対する平成10年11月1日から同月15日までの間の売上額は2909万0072円(税込み金額)であり、支払は現金又は手形とされ、支払日は手形の場合平成

10年12月21日とされていたこと、原告会社は、同日、B共同組合振出しに係る同額の約束手形（支払期日平成11年3月20日）を受け取り、原告会社の総勘定元帳（売掛金）にもその旨の記帳をしていること、同約束手形は平成11年3月19日に取り立てられ、取り立てた金員は、原告甲の普通預金口座に入金されたこと、原告会社において当該手形取立てに係る経理処理は行っていないことがそれぞれ認められる。そうであるところ、上記の入金について、原告会社の原告甲からの借入金の返済としてされたものであることをうかがわせるような資料は何ら存しないところであり、同入金は、原告会社から原告甲に対する賞与の支給と認めるのが相当である。

(2) (1)で検討したところによれば、原告会社は、平成11年3月期において上記賞与に係る源泉所得税を納付すべきところ、原告会社はこれを法定納期限を経過しても納付していない（原告会社は、当該不納付の点は争っていない）。

そして、(1)の認定及び弁論の全趣旨によれば、上記賞与認定に係る源泉所得税の額は、以下のとおりとなるから、処分行政庁が原告会社に対してした本件納税告知処分は適法である。

すなわち、支払認定額に対する源泉所得税額は、所得税法186条2項1号の規定に基づき、所得税法別表第二の甲欄（扶養親族等の数）「0人」の欄に下記アの金額285万9547円を適用して計算した金額76万9607円から下記イの金額2万7160円を差し引いた金額74万2447円に12を乗じて計算した金額890万9364円となる。

ア 支払認定額の所得税法別表第二の甲欄適用金額 285万9547円

支払認定額の税額を算出するに当たっては、所得税法別表第二を適用することとなるが、その金額は、(1)の支払認定額2909万0072円が原告甲の平成11年2月に支払われた役員報酬額50万円の10倍相当額を超えていることから、所得税法186条2項1号の規定により、支払認定額2909万0072円を12で除して計算した金額242万4172円と平成11年2月に支払われた役員報酬額50万円との合計額292万4172円から、社会保険料の金額6万4625円を控除した金額285万9547円である（所得税法188条）。

イ 役員報酬の源泉所得税額 2万7160円

原告会社は、平成11年2月中に原告甲に支払った役員報酬額50万円から社会保険料の金額6万4625円を控除した金額43万5375円に対する源泉所得税額2万7160円を源泉徴収している（所得税法188条）。

(3) (2)記載の本件納税告知処分に係る源泉所得税についての不納付加算税の額は、納税告知により新たに納付すべき本税額890万9364円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額890万円に100分の10の割合を乗じて計算した金額89万円となる。そして、原告会社が上記賞与に係る源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項但し書に規定する正当な理由は認められないから、本件不納付加算税賦課決定処分は適法である。

5 原告甲に対する本件更正処分等の適法性（争点(6)）について

(1) 原告甲に対する本件更正処分について

4 (1)記載のとおり、原告会社がB共同組合から受け取った額面2909万0072円の約束手形に係る原告甲名義の普通預金口座への同額の入金は賞与の支給と認められることに加え、原告甲による確定申告の内容（前提事実(2)）及び弁論の全趣旨によれば、平成11年分の原告甲の所得税の額は、以下のとおりとなるから、処分行政庁が原告甲に対してした本件更正処分は適法である。

ア 申告総所得金額 1105万2680円

原告甲の平成11年分の所得税の確定申告書における総所得金額は、下記イの営業所得金額268万2680円とウの給与所得金額837万円との合計額となる。

イ 営業所得金額 268万2680円

営業所得金額は、平成11年中にホテルKの宿泊料として受領した694万5636円、ホテルの飲料収入として受領した42万8197円及び雑収入等による収入5万2252円の合計金額742万6085円から、売上原価23万7361円を差し引いた金額718万8724円から平成11年中の経費合計額450万6044円を差し引いた金額268万2680円である。

ウ 給与所得金額 837万円

給与所得金額は、原告会社から受領した役員報酬の額1000万円とB共同組合から受領した役員報酬60万円との合計額1060万円から所得税法28条2項の規定に基づき給与所得控除額を控除した金額837万円である。

エ 申告納税額 73万1200円

原告甲が平成11年分の所得税の確定申告において申告した申告納税額は73万1200円である。

オ 更正処分による総所得金額に加算される賞与金額 2909万0072円

4で認定した原告会社からの賞与の支給と認められる金額2909万0072円である。

カ 総所得金額 3868万8248円

総所得金額は、オの更正処分による総所得金額に加算される賞与金額2909万0072円とウの役員報酬合計額1060万円との合計金額3969万0072円から、所得税法28条2項の規定に基づき、給与所得控除を控除した金額3600万5568円とイの営業所得金額268万2680円との合計金額3868万8248円となる。

キ 所得控除の金額 118万8939円

原告甲が平成11年分の所得税の確定申告書において申告した所得控除の金額は、社会保険料控除の金額80万8939円と基礎控除の金額38万円との合計額118万8939円である。

ク 課税総所得金額 3749万9000円

課税総所得金額は、カの総所得金額3868万8248円から、キの所得控除の金額118万8939円を差し引いた金額3749万9000円（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。）となる。

ケ 課税される所得金額に対する税額 1138万4630円

所得税法89条の規定によりクの課税総所得金額3749万9000円に対す

る所得税の額を計算すると、課税総所得金額のうち330万円以下の金額に100分の10の割合を乗じて計算した金額33万円、課税総所得金額のうち330万円を超えて900万円以下の金額に100分の20の割合を乗じて計算した金額114万円、課税総所得金額のうち900万円を超えて1800万円以下の金額に100分の30の割合を乗じて計算した金額270万円、課税総所得金額のうち1800万円を超える金額に100分の37（負担軽減措置法4条による。）の割合を乗じた金額721万4630円の合計額1138万4630円となる。

コ 更正処分により納付すべき税額 74万6300円

更正処分により納付すべき税額は、ケの課税される所得金額に対する税額1138万4630円から、負担軽減措置法6条2項の規定により定率減税額25万円とウ及びオの各役員報酬等の合計額3969万0072円に係る源泉徴収された所得税の額965万7064円との合計額990万7064円を差し引いた金額147万7500円（通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。）からエの申告納税額73万1200円を差し引いた金額74万6300円となる。

(2) 原告甲に対する本件過少申告加算税賦課決定処分について

(1)記載の原告甲の平成11年分所得税の更正処分（原告甲に対する本件更正処分）による過少申告加算税の額は、(1)コ記載の更正処分により納付すべき税額74万6300円から通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額74万円に100分の10の割合を乗じて計算した金額7万4000円となる（通則法65条1項）。そして、原告甲による上記過少申告について通則法65条4項に規定する正当な理由は認められないから、原告甲に対する本件過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

6 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告らの本訴請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田中 健治

裁判官 加藤 靖

裁判官 渡邊 康年

(別紙1) 法人税 (合資会社A)

区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定
平成11年3月期	年月日等	期限内	平成14年6月26日	平成14年7月17日	平成14年10月17日
	所得金額	2153万2006円	2億3462万8661円	全部の取消しを求め る。	棄却
	差引所得に対する法人税額	666万2200円	8278万2300円		
	重加算税の額		2664万2000円		
平成12年3月期	年月日等	期限内	平成14年6月26日	平成14年7月17日	平成14年10月17日
	所得金額	2078万6903円	1億3462万9558円	全部の取消しを求め る。	棄却
	差引所得に対する法人税額	551万3300円	4404万2300円		
	重加算税の額		1348万2000円		

(別紙2) 消費税等 (合資会社A)

区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定
平成11年3月期課税期間	年月日等	期限内	平成14年6月26日	平成14年7月17日	平成14年10月17日
	課税標準額	4億9877万8000円	6億2474万3000円	全部の取消しを求める。	棄却
	控除対象仕入税額	1485万8089円	1177万8743円		
	差引税額	509万3000円	1321万0900円		
	譲渡割額	127万3200円	330万2700円		
	重加算税の額		354万9000円		
平成12年3月期課税期間	年月日等	期限内	平成14年6月26日	平成14年7月17日	平成14年10月17日
	課税標準額	5億4175万9000円	6億4084万800円	全部の取消しを求める。	棄却
	控除対象仕入税額	1716万2422円	1583万4661円		
	差引税額	423万0600円	952万1900円		
	譲渡割額	111万8500円	244万1300円		
	重加算税の額		231万3500円		

(別紙3) 源泉所得税 (合資会社A)

区分	納税告知処分等	異議申立て	異議決定
年月日	平成14年6月26日	平成14年7月17日	平成14年10月17日
支払認定金額	2909万0072円	全部の取消しを求める	棄却
本税	890万9364円		
不納付加算税の額	89万円		

(別紙4) 所得税 (甲)

区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	
平成 11 年分	年月日	平成12年3月7日	平成14年6月26日	平成14年7月18日	平成14年10月17日	
	総所得金額	1105万2680円	3868万8248円	確定申告額のと おり	棄却	
	内訳	給与所得の金額	837万円			3600万5568円
		事業所得の金額	268万2680円			268万2680円
	申告納税額	73万1200円	147万7500円			
	過少申告加算税の額		7万4000円			